

第1章 計画の趣旨

1-1 計画の策定

本市の水道事業は、平成18年3月に「飯能市水道事業基本計画（飯能市地域水道ビジョン）」を策定し、同計画を基本として策定した「飯能市水道事業中期経営計画（前期・後期）」に基づき、平成18年度から平成27年度までの10年間で様々な経営改革等の推進を図ってきました。

この間、東日本大震災という未曾有の災害を経験し、ライフラインである水道の重要性が改めて認識される一方で、事業運営においては、人口の減少とともに、これまでの拡張の時代から維持管理・更新の時代へと転換期を迎え、水道を取り巻く環境は大きく変化しています。

平成25年3月に、今後の水道関係者の指針となる国の「新水道ビジョン」が公表され、また、平成26年8月の総務省通知においては、公営企業の経営に当たっての留意事項として、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが求められています。こうしたことから、本市の実情に即した中長期的な視点と戦略的要素である投資・財政計画を加えた、新たな事業計画を策定するものです。

1-2 計画の位置づけ

「飯能市水道ビジョン（経営戦略プラン）」は、本市の将来を見据えた水道の理想像を明示するとともに、その理想像を具現化するため、今後、水道事業が進むべき方向や実現方策等を明らかにするものであり、本ビジョンを水道事業の基本計画とします。また、その次位計画として、「飯能市水道事業中期経営計画（前期・後期）」を策定し、本ビジョンに定めた目標や実現方策等を着実に実施します。

【基本計画】

飯能市水道ビジョン（経営戦略プラン） （平成28～37年度）
本市の水道事業が進むべき方向や目標、実現方策等を明らかにするとともに、アセットマネジメントによる投資・財政計画等の戦略的な要素を加えた基本計画であり、中期経営計画等の指針となるもの ① 現状評価・課題 ② 基本理念、目標・実現方策（基本施策） ③ 投資・財政計画



【実施計画】

飯能市水道事業中期経営計画（前期） （平成28～32年度）	飯能市水道事業中期経営計画（後期） （平成33～37年度）
飯能市水道ビジョンに基づき実施すべき中期（5年間）における事業運営方針、目標値、取り組み、具体的な施策、財政計画等を明らかにしたもの	

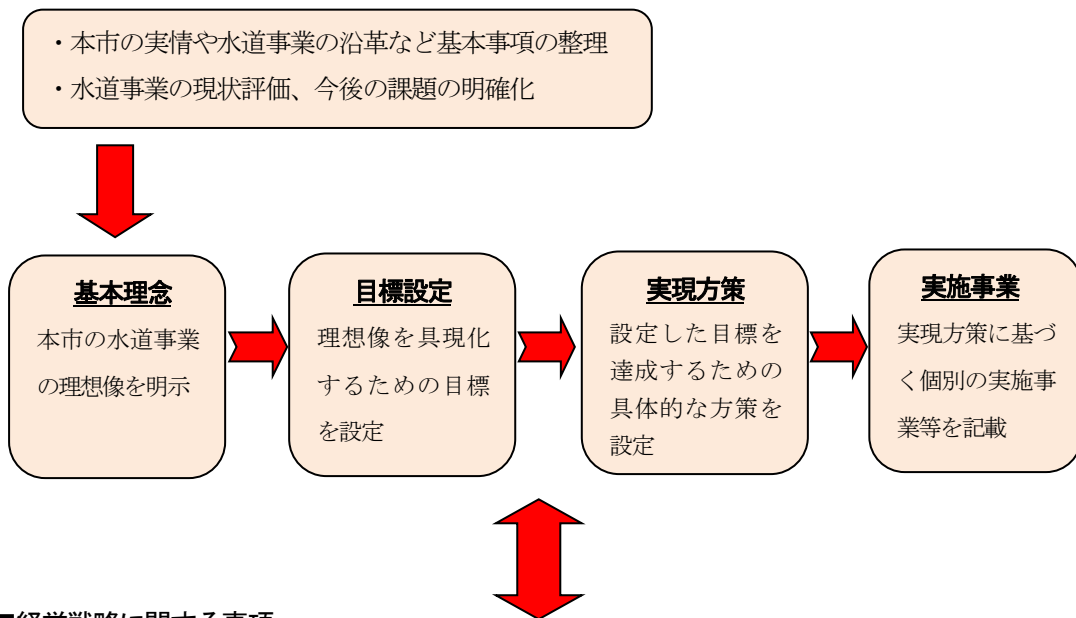
1-3 計画期間

本ビジョンの計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

1-4 水道ビジョンの構成

本ビジョンは、基本施策に関する事項と経営戦略に関する事項に加え、資料編として、水道事業年表や施設の概要等を掲載し、本市水道事業のガイドブックとしても活用できる構成となっています。

■基本施策に関する事項



■経営戦略に関する事項

※上記事業を着実に実施していくために、戦略的要素として、アセットマネジメントの手法を用いた「投資・財政計画」の策定

■資料編

- | | | |
|-------------|-------------------|-------------|
| (1) 水道事業年表 | (2) 給水人口等の推移 | (3) 事業認可の概要 |
| (4) 水利権の状況 | (5) 拡張事業の概要 | (6) 水道施設の概要 |
| (7) 水道料金の変遷 | (8) 子どもたちからのメッセージ | |

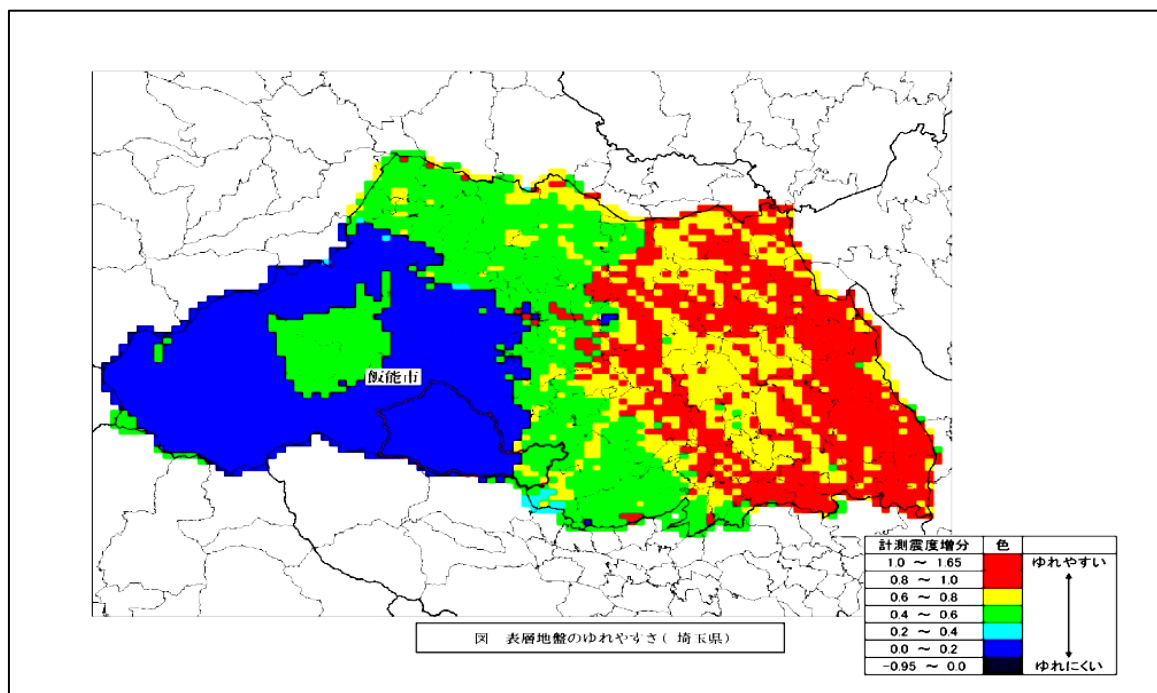
第2章 現状と課題

2-1 本市の実情

本市は、埼玉県の南西部に位置し、行政区域面積は、平成17年の旧名栗村との合併により、秩父市、さいたま市に次いで埼玉県下3番目の広さを有しています。地形は、市域の約7割が森林で占められており、入間川、高麗川の一級河川が西部山地から東部台地へと流下しています。地質は、山間部を構成する地質と丘陵地・平地部を構成する地質に大きく2分され、山地部は秩父中古成層の岩盤、丘陵地・平地部は飯能礫層などの堆積物から構成され、地盤は比較的強固であり、地震の揺れに対して強い構造であるといえます。

平成27年3月末現在の行政人口は80,674人で、平成12年の85,886人（旧名栗村人口を含む）をピークに減少傾向となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の将来推計人口は、10年後の平成37年には約76,000人となり、65歳以上の人口割合が50%を超えると見込まれるため、平成26年度に人口問題対策本部を設置し、交流人口や定住人口の増加に向けた施策を推進しています。また、首都圏にありながら自然豊かな環境にあることから、平成17年4月1日に「森林文化都市」を宣言し、自然と都市機能が調和した、暮らしやすい都市を目指したまちづくりに取り組んでいます。

(埼玉県の表層地盤のゆれやすさマップ)



※国の中央防災会議における、首都直下型地震の被害想定では、飯能市の地震の揺れや地震による被害が比較的小さくなることが読み取れる。 出典：「表層地震のゆれやすさ全国マップ」(内閣府)

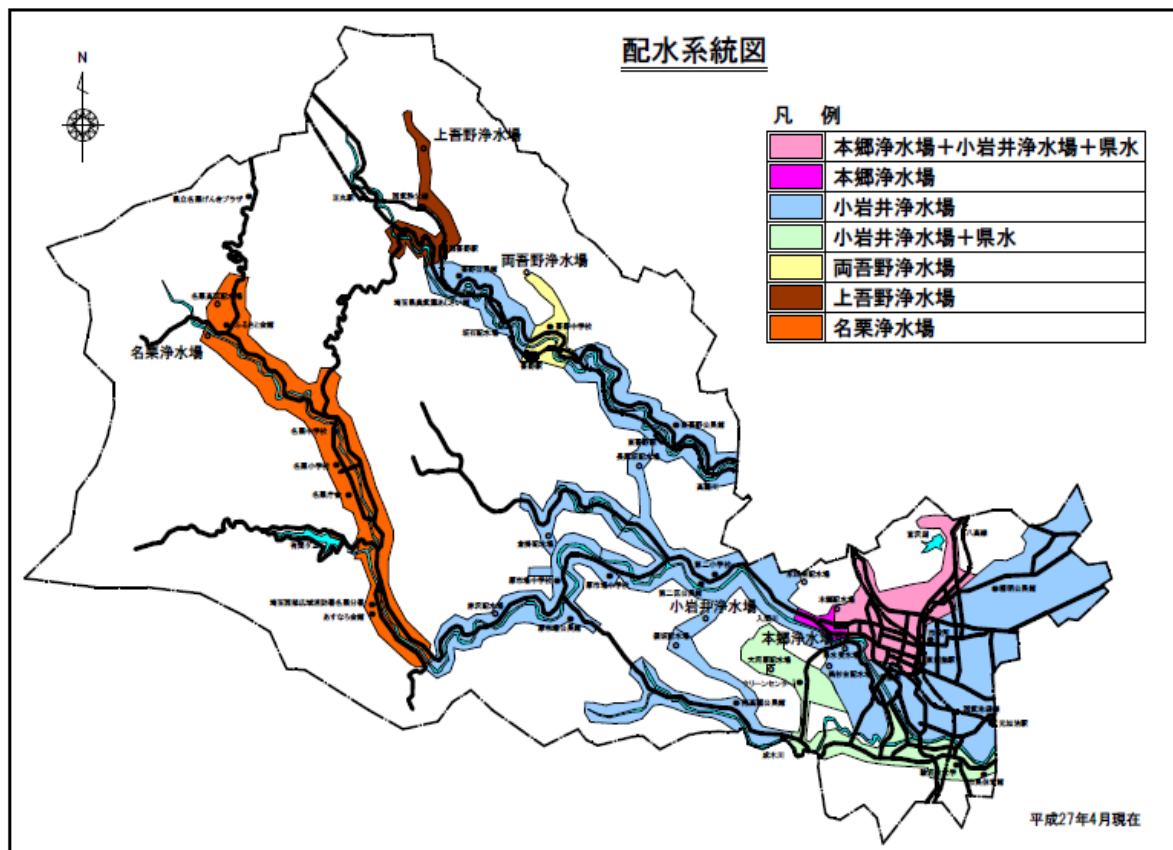
2-2 水道事業の沿革

本市の水道は、昭和5年に創設され、昭和7年11月に埼玉県下3番目の上水道施設として供用を開始しました。その後、町村合併や人口の増加による水需要の増大に対し、4期にわたる拡張事業を行い、この間、南高麗、両吾野、原市場、上吾野の4箇所の簡易水道を上水道へ統合したほか、第3期拡張事業では、埼玉県営の有間ダム建設計画に加入し水利権を確保しました。平成17年1月には旧名栗村との合併により名栗簡易水道を編入し、現在に至っています。

平成27年3月末現在の給水人口は79,728人で、山間地域の一部に未給水区域が点在しており、水道の普及率は98.8%となっています。水源別の内訳（平成26年度）は、河川からの取水（自己水）が約85%を占め、残りの約15%を埼玉県用水供給事業からの受水により賄っています。

また、本市の水道施設における特徴として、市域が広く、高低差が大きいことや水源の多くが河川水であることから、有間ダム（共有財産）のほか多くの浄水場、配水場、ポンプ場等を有しており、管路の総延長は約446kmとなっています。

（飯能市の配水系統図）



出典：飯能市ホームページ

2-3 水道事業の現状評価

2-3-1 業務量の推移

指 標	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26
給水人口 (人)	81,604	81,196	80,628	80,130	79,728
給水戸数 (戸)	34,086	34,398	34,631	34,853	35,153
総配水量 (千 m^3)	10,126	10,157	10,059	10,021	9,965
有収水量 (千 m^3)	9,253	8,954	8,890	8,833	8,658

- ・新築家屋や企業立地等により、給水戸数（メーター個数）は年々増加していますが、給水人口は、平成16年度末の83,165人をピークに年々減少し、平成26年度末には8万人を下回っています。年間の総配水量及び有収水量も、給水人口の減少と同様に減少傾向となっています。

2-3-2 施設の効率性

指 標	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26	平成25年度	
						全国平均	県平均
施設利用率 (%)	51.6	51.7	51.3	51.1	50.8	60.4	65.9
最大稼働率 (%)	59.1	59.9	61.2	59.8	58.9	69.0	73.6
有 収 率 (%)	91.4	88.2	88.4	88.1	86.9	90.1	92.5

- ・総配水量の減少に伴い、施設利用率（平均稼働率）及び最大稼働率は低下しており、全国及び県平均と比べて大幅に低い数値となっています。有収率も近年は低下傾向で、全国及び県平均と比較し低い数値となっています。

2-3-3 経営状況

(1) 事業損益

(単位：千円 税抜)

指 標	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26
給 水 収 益	1,298,153	1,255,748	1,244,650	1,235,243	1,210,965
当年度純利益	81,489	13,413	▲17,520	2,911	21,865

- ・有収水量の減少に伴い給水収益は年々減少しているため、平成24年度は赤字決算となっています。平成25年度は事故繰越、平成26年度は会計基準の見直しにより黒字決算となっていますが、実質は赤字であり、事業損益は厳しい状況です。

(2) 水道料金体系

指 標	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26	平成 25 年度	
						全国平均	県平均
供給単価 (円)	140.3	140.3	140.0	139.8	139.9	171.9	162.9
給水原価 (円)	146.6	153.5	157.5	157.5	181.0	173.2	161.0
料金回収率 (%)	95.7	91.4	88.9	88.8	77.3	99.2	101.2

※平成 26 年度の給水原価及び料金回収率は、会計基準の見直しに伴う影響額を含む。

- ・給水収益の減少に伴い供給単価が年々低下する中で、施設の更新需要の増大による減価償却費等の増加により給水原価は上昇しています。給水にかかる費用のうち、水道料金で回収する割合を示す料金回収率は 100%を下回っており、全国及び県平均と比較し低い数値となっています。

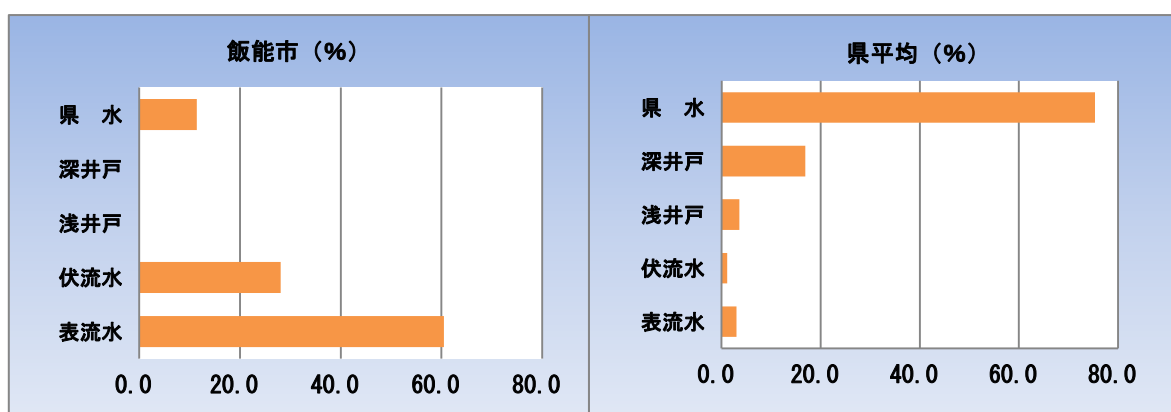
2-3-4 危機管理

(1) 管路の耐震化

指 標	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26	平成 25 年度	
						全国平均	県平均
管路耐震化率 (%)	16.3	17.7	18.7	19.7	20.7	39.0	37.0

- ・管路耐震化率は、計画的に老朽管の布設替工事を実施しているため年々上昇していますが、全国及び県平均と比較すると低い状況です。

(2) 水源の内訳 (平成 26 年度)



- ・県内の多くの事業者が、水源の多くを県水で賄っているのに対し、本市は河川からの取水割合（伏流水＋表流水）が約 85%と非常に高く、水源のほとんどを自己水で賄っています。

2-4 将来の事業環境予測

2-4-1 外部環境

事業環境	将来予測
給水人口、給水量	・総人口の減少とともに、給水人口や給水量は減少する。
施設の効率性	・給水量の減少により、施設利用率は低下する。
利水の安定性	・異常気象等の影響で、利水（河川からの取水）の安定性は低下する。

平成25年3月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、日本の将来推計人口は長期にわたって減少が続き、30年後の平成52（2040）年には、人口が約16.2%減少するとの結果が出ています。本市においても例外ではなく、人口の減少と高齢化の進展により給水量は減少し、その結果、施設利用率も大幅に低下していくことが予想されます。また、近年は異常気象の影響で、少雨による渇水、台風やゲリラ豪雨による河川の氾濫被害等が全国で数多く報告されていることから、水源の多くを河川からの取水に頼っている本市としては、利水に対する安定性が低下することが懸念されます。

2-4-2 内部環境

事業環境	将来予測
施設の老朽化	・管路の経年劣化など、水道施設全体の老朽化が進行する。
資金の確保	・老朽施設の更新需要の増大により、多額の更新財源の確保が必要となる。
職員数、技術力	・専門職員の人材確保が難しく、技術力の低下が懸念される。

拡張の時代から維持管理・更新の時代へと変わり、新規の施設建設に対する需要はなくなりつつありますが、これまで大量に整備された水道施設全体の老朽化が徐々に進行していきます。給水収益が減少する中、これらの老朽化した施設を、地震等の災害に備えた耐震化を含めて、計画的に更新していくためには、多額の費用が必要となり、資金確保は今まで以上に厳しくなることが予想されます。また、水道事業体のみならず、水道に携わる民間事業者等においても、高齢化や人材不足が深刻化しており、技術力の低下も懸念されます。

2-4-3 将来の事業環境予測

給水人口の減少による給水収益の減少や施設利用率の低下、水道施設の老朽化による更新費用の増大、異常気象等による利水の安定性の低下、水道業界全般における技術力の低下など、水道事業における将来の事業環境は、外部的にも内部的にも厳しくなることが予想されます。

2-5 今後の課題

本市の実情等を踏まえ、水道事業の現状評価と将来の事業環境予測に基づいた、今後の課題は以下のとおりです。

2-5-1 施設の効率性における課題

本市の施設利用率は約 50%と非常に低く、有収率も年々低下しており、施設面の運用は非効率な状況となっています。施設利用率が低い理由は、本市の水道施設が計画給水人口 111,160 人を基に整備されており、実際の給水人口（79,728 人）との乖離幅が大きいためであり、有収率の低下は、漏水が主な要因と考えられます。今後も水需要は減少傾向で、水道管の老朽化も進行することから、施設利用率及び有収率は更に低下することが予想されます。

こうした問題に対処するため、施設を更新する際は、その必要性を十分検討し、縮小や統廃合による水道施設規模の適正化を図るとともに、老朽管の計画的な布設替えと効果的な漏水調査により、施設の効率性を高めていくことが課題です。

2-5-2 経営面における課題

給水収益が年々減少する中、施設の維持管理にかかる経費は年々増加しており、事業経営は厳しい状況です。建設改良事業の財源として、平成 23 年度から企業債を計画的に借入れ、また、平成 27 年度には約 20 年ぶりに水道料金を改定しましたが、供給単価と給水原価の関係を示す料金回収率は 100%を大きく下回っている状況です。今後も老朽化した施設の更新需要が増大することから、安定財源の確保が重要な課題です。

2-5-3 危機管理面における課題

本市の水源は、河川からの取水（自己水）が 8 割以上を占めています。河川水は自然災害や水質汚濁等の影響を受けやすく、年間を通して安全で安定した給水を維持していくためには、水源から蛇口までの水質管理を強化するとともに、自己水と二次的水源である県水のバランスのとれた利水が重要です。また、本市の地盤は比較的強固であるとはいえ、市域が広く、山間部も多いことから、取水場や浄水場等の重要施設や基幹管路について耐震化を図るなど、地震や台風等の自然災害に備えた安全対策が課題です。

2-5-4 その他の課題

水道事業体のみならず、水道に携わる民間事業者においても、高齢化や人材不足による技術力の低下が深刻化しています。将来にわたって持続可能な水道経営を行っていくためには、専門性を有する職員の育成とともに、業務の更なる委託化を推進し、信頼できる業務受託者の育成・活用（活性化）を図るなど、経営基盤の強化が喫緊の課題です。

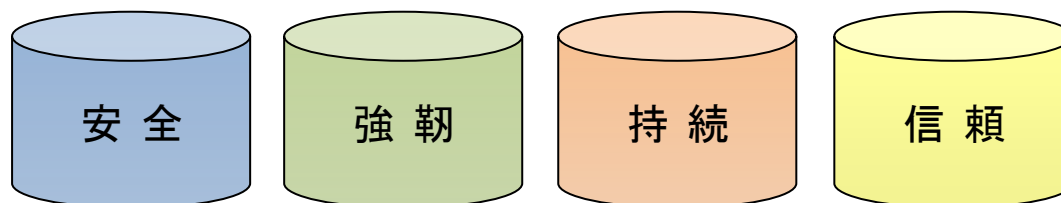
第3章 基本理念と目標の設定

3-1 基本理念

水道は、私たちの生活にとってなくてはならないライフラインの1つであり、水道法に基づく水質基準に適合した安全な水を、合理的な対価をもって安定的に供給していくことが水道事業に課せられた使命です。また、地方公営企業法に基づく公営企業として、法令に定める経営の基本原則に則って、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとされています。水道事業の経営に要する経費は、受益者が料金として負担するいわゆる独立採算制を原則としており、将来にわたって安定給水を維持できるよう能率的な経営の下で健全な経営を続けていくことが求められています。

平成25年3月に公表された国の新水道ビジョンでは、「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」を基本理念とし、①安全、②強靱、③持続の3つの観点が見出されています。本市においては、この3つに④信頼を加えた4つを観点（柱）として、以下のとおり基本理念を定めます。

(4つの観点)



(基本理念)

安全で良質な水を将来にわたって安定的に供給していくため、経営基盤の強化と水道施設の適正な維持管理に努め、市民から信頼される水道を目指します。

3-2 基本理念を具現化するための目標の設定

前章において整理した水道事業における今後の課題等を踏まえて、基本理念を具現化するための4つの目標を設定します。

(1) 安全な水の安定供給 (安全)

- ・水安全計画に基づく監視体制の強化と水質管理を徹底するとともに、水道施設全般にわたる適正な維持管理と計画的な整備・更新を行い、安全な水の安定供給に努めます。

(2) 災害等に強い水道 (強靱)

- ・基幹施設の耐震化を積極的に進め、水供給のバックアップ体制の整備と総合的な危機管理体制の確立により、災害に強い水道を構築します。

(3) 経営基盤の強化による持続可能な水道 (持続)

- ・経営の効率化、適正な受益者負担に基づいた財源確保、官民一体となったパートナーシップの構築、職員の人材育成など、将来を見据えた経営基盤の強化により、持続可能な水道の実現に取り組みます。

(4) 環境への配慮とサービスの向上 (信頼)

- ・水源保全に対する理解を深めるため、水源林の保全や啓発活動を推進するとともに、利用者の立場に基づいたサービスの向上や情報提供等に努め、市民から信頼される水道を目指します。

第4章 実現方策と実施事業

4-1 推進する実現方策（基本施策）

（1）安全な水の安定供給（安全）

- 「水安全計画」を平成28年度までに策定し、水源から給水栓に至る水質管理を徹底します。
- 施設の適正な維持管理を行うとともに、老朽化した施設を計画的に更新し、安定した水の供給に努めます。
- 将来の水需要予測に応じた水道施設規模の適正化を図り、効率的な水運用、施設運用を推進します。

（2）災害等に強い水道（強靱）

- 水道の耐震化計画等策定指針に基づき、平成30年度までに「耐震化計画」を策定します。
- 取水場や浄水場などの基幹施設や重要管路の耐震化に取り組みます。
- 県水を有効活用したバックアップ体制の確立など、有事における安定給水方策に取り組みます。
- 地震や台風等の自然災害や不測の事態などに対応した、総合的な危機管理体制を構築します。

（3）経営基盤の強化による持続可能な水道（持続）

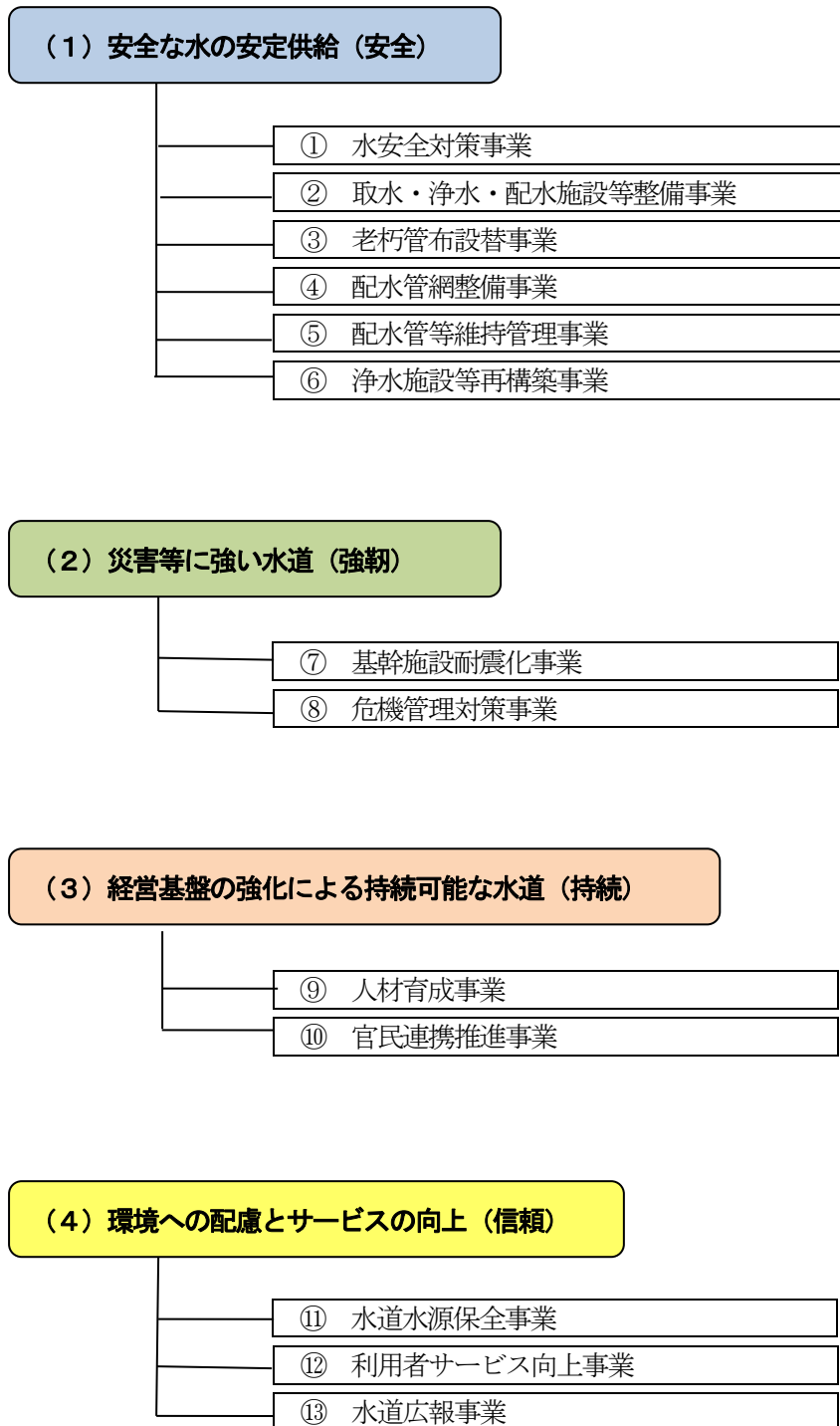
- 事務事業の見直しにより、経営の健全化に努めるとともに、適正な受益者負担に基づいた財源確保による経営基盤の強化を図ります。
- 水道事業の人的資源確保のため、専門性に富んだ職員の育成をはじめ、組織体制の強化を進めます。
- 更なる業務委託の推進により、官民一体となったパートナーシップの構築に取り組みます。

（4）環境への配慮とサービスの向上（信頼）

- 水源の上流域に位置する水道事業体として、水源林の保全や啓発活動を積極的に進めます。
- 窓口業務の充実や納付機会の拡充など、利用者の立場に立ったサービスの向上に努めます。
- 利用者のニーズにあった情報提供や広報活動を行うとともに、利用者の声を今後の事業経営に反映させます。

4-2 基本施策に基づく実施事業

(基本施策別の実施事業)



① 水安全対策事業

本市の水源の8割以上を占める河川水は、自然災害や水質汚濁等の影響を受けやすく、年間を通して安全な水を安定的に供給するためには、水源から蛇口までの総合的な水質管理を実施するシステムの構築が重要です。既に策定済みである「飯能市水質検査計画」に則り、適正な水質検査の実施と検査結果の公表を行うとともに、(ア) 水源の管理、(イ) 浄水の管理、(ウ) 給配水の管理、(エ) 水質の管理を柱とした「水安全計画」を平成28年度までに策定し、水安全管理体制の整備を行います。

② 取水・浄水・配水施設等整備事業

取水場、浄水場、配水場、ポンプ場ほか各施設における電気・機械設備を中心に、耐用年数等を勘案しながら、更新及び機能維持のために必要な整備を行います。特に本市の基幹施設である小岩井取水場及び小岩井浄水場については、建設後30年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、浄水機能を維持するための更新工事を計画的に実施します。

③ 老朽管布設替事業

既に計画を策定済みである旧市街地における老朽管の布設替工事（赤水対策）については、平成32年度を目標に完了を目指します。旧市街地以外の老朽管については、緊急度や優先度を勘案し布設替えを行うほか、「老朽管更新計画」を策定し、その他の事業と調整しながら積極的に布設替えを実施します。また、水理解析システムを活用した適正口径の検討により経費節減を図るとともに、基幹管路には耐震管を布設します。

④ 配水管網整備事業

土地区画整理事業や下水道事業の進捗に併せて実施する配水管網の整備のほか、市の基本施策等に関連した新たな水需要の増加や給水区域内における新規要望等に対処するため、配水管の新規布設や水圧等の適正化を図るための管網の整備を、関係機関と十分に調整し着実に実施します。

⑤ 配水管等維持管理事業

配水管の老朽化に伴う漏水により、有収率が低下傾向であることから、効果的な漏水調査の実施により漏水の早期発見に取り組むとともに、漏水修繕工事の迅速な対応による漏水量の抑制に努めます。また、管網解析システムを活用した水理解析などにより、有収率の向上に向けた配水管等の適正な維持管理を行います。

⑥ 浄水施設等再構築事業

水道施設の規模適正化と効率的な水運用及び施設運用を図るため、浄水施設の統合（本郷浄水場の休止）に必要な送配水管の布設、ポンプ設備の増強等の更新工事を市の施工する道路建設事業に併せて実施します。また、将来の水需要の推移等を見極めたうえで、水道施設全般におけるダウンサイジング（施設の統廃合）やスペックダウン（性能の合理化）等を検討します。

⑦ 基幹施設耐震化事業

小岩井取水場や小岩井浄水場などの基幹施設の耐震化については、国の補助金制度等を活用し、必要な耐震工事を計画的に行います。また、水道施設全般にわたる簡易耐震診断調査（耐震性評価、老朽度評価など）を実施し、今後における耐震化の順位づけを検討するほか、配水池などの基幹施設と給水区域内における重要給水拠点（避難所など）を結ぶ送配水管についても、重要度評価や老朽度評価の結果を踏まえて、平成30年度までに「耐震化計画」を策定します。

⑧ 危機管理対策事業

異常気象の影響や社会環境の変化に伴い、これまでに想定していなかった災害に関する新たな事象が数多く発生しています。非常時においても水道水を安定的に供給していくため、緊急時の配水ルート計画や事業継続計画の策定、応援要員リストの作成、関係機関との応援体制の構築など、実態に即した危機管理計画の見直しを行うとともに、実践的な応急復旧訓練の実施や応急復旧資材の確保に努め、総合的な危機管理体制の強化を図ります。

⑨ 人材育成事業

職員定数の削減や経験豊富な職員の退職等により、水道事業においては、人材不足と技術力の低下が課題となっています。将来にわたって事業を安定的に継続していくためには、水道事業全体をマネジメントできる人材や技術面において総合的な知識と経験を有する人材のほか、様々な業務に専門性を有する職員を育成し、その人材を適切に配置できる組織体制を構築していく必要があります。業務の委託化が進む中、蓄積された知識やノウハウを集約し活用するとともに、技術研修などに積極的に参加できるような環境づくりと将来を見据えた計画的な人材育成に積極的に取り組みます。

⑩ 官民連携推進事業

水道事業者のみならず、水道に携わる民間事業者においても、高齢化や人材不足による技術力の低下が深刻化しています。将来にわたって持続可能な水道経営を行っていくためには、更なる業務の委託化が急務であることから、業務受託者の育成・活用（活性化）に取り組み、民間活力を利用した経営基盤の強化を図ります。

⑪ 水道水源保全事業

水道事業者にとって、良質な水源の保全は、給水の安定性や持続性の確保に必要不可欠であることから、水道週間や各種イベント等を通じて啓発事業を実施し、水道利用者に対して水源の大切さや水道に対する理解を深めていきます。また、水源の上流域に位置する水道事業者として、水源及び上流域の水辺環境の保全に取り組みます。

⑫ 利用者サービス向上事業

社会環境の変化に伴い、水道利用者のニーズも多様化・複雑化していることから、窓口業務の充実や納付機会の拡充を図るとともに、キャッシュカードによる預金口座振替受付、インターネットを活用した申請受付などを検討し、手続の迅速化や利便性を意識した利用者サービスの向上に取り組みます。また、指定給水装置工事事業者への指導を徹底し、給水装置工事の不適切施工やトラブルを防止し、利用者の信頼性確保に努めます。

⑬ 水道広報事業

利用者が求める水道に関する情報の充実を図り、広報紙やホームページを通じて積極的に情報提供を進めるとともに、水道サポーターなどの啓発事業を通じて、水道利用者の声を積極的に収集し経営改善等に努めます。また、事業計画や重要案件等に関する事項については、飯能市水道事業運営審議会に諮り、学識経験者や水道利用者等の意見や要望等を的確にとらえ、事業の透明性を確保しつつ、今後の事業経営に反映させます。



埼玉県・飯能市総合防災訓練



応急給水訓練



窓口業務の委託化



街頭啓発活動



給水車広報事業



水道サポーター事業

4-3 その他の懸案事項

(1) 名栗簡易水道の統合について

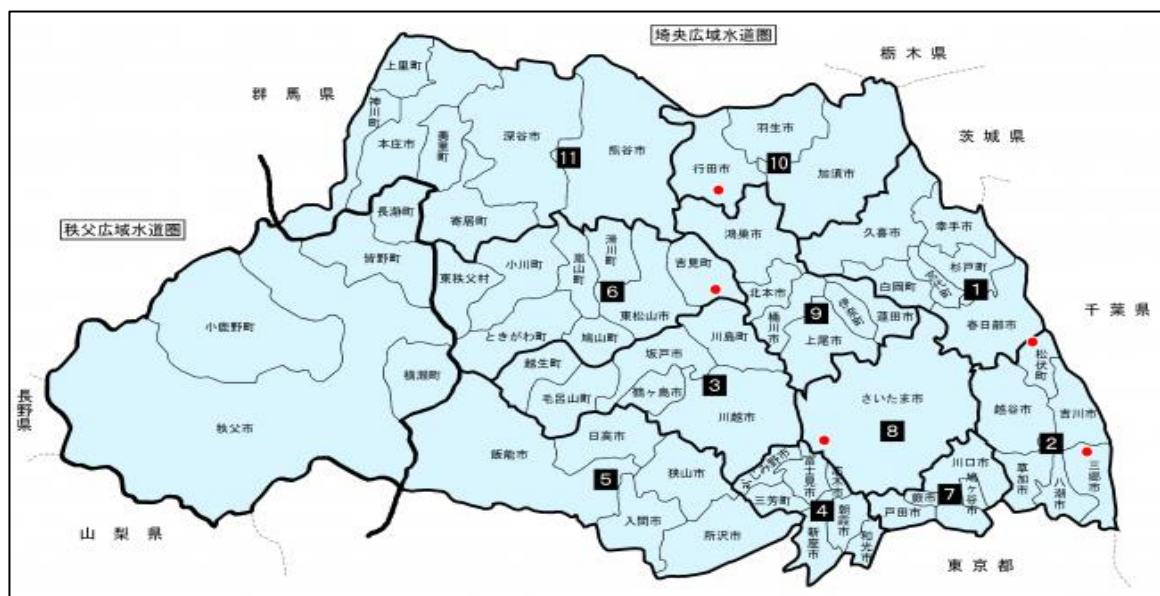
名栗簡易水道の上水道への統合は、前計画において主要な建設改良事業の1つに位置づけ、平成25年度を目途に統合を予定していましたが、計画期間内での統合は見送ることとしました。今後の予定としては、平成27年度に簡水の水利使用許可期限が満了となるため、現状のまま更新手続を行い、再度、統合時期を検討します。なお、管路の接続については、本計画において配水管網整備事業として、平成32年度までに配水管を接続し、有事の際の相互融通が可能となるよう必要な整備を行います。

(2) 水道事業の統合化・広域化について

平成23年3月に改定された「埼玉県水道整備基本構想（埼玉県水道ビジョン）」では、広域化の段階的な推進を図るため、秩父広域水道圏を除いた埼玉中央広域水道圏を11ブロックに細分化し、広域化に向けて取り組んでいくこととしています。

第5ブロックでは、平成23年11月に埼玉県水道広域化検討部会を設置し、定期的に埼玉県や県企業局を交えた情報交換を行っています。今後も県内の広域化の状況や構成市における現状や課題等について慎重に協議をしていきます。

ブロック名	給水人口	構成事業者	形態
5ブロック	783,800人	入間市、狭山市、所沢市、飯能市、日高市（5事業者）	水平統合



出典：「埼玉県水道整備基本構想」（埼玉県）

(3) 有間ダムの維持管理等について

埼玉県営の有間ダムは、埼玉県、埼玉県企業局、本市の3者による共有財産であり、埼玉県飯能県土整備事務所が施設の管理を行っています。本市水道事業は、毎年計上される維持管理費のほか、期間を定めて実施する堰堤改良工事や設備更新工事、台風等により被災した場合の災害復旧工事に対して、市の共同持分割合（19.2%）に応じた費用を負担しています。

有間ダムは、昭和61年3月の完成から30年が経過し、本市の水道施設と同様に老朽化した設備の更新時期が到来していることから、埼玉県では、県が所有する全てのダムを対象に「長寿命化計画」を策定し、計画的に更新工事を実施していく予定となっています。本市においても、今後は、通常の管理費のほか、更新工事に対する費用負担が継続的に発生することとなります。

(4) 未給水地域への対応について

未給水地域への給水方策については、独立採算制を基本とする水道事業では、財政面や施設の効率性等に課題があるため、新たに給水区域を拡大し、上水道を布設することは難しいことから、未給水地域における給水施設の整備等に対し、平成22年4月に「飯能市山間地域給水施設整備費等補助金交付要綱」を施行し、市の予算から補助金を交付することで対応しています。今後も補助率の見直しや補助内容の拡充など補助金制度の利便性の向上を図っていきます。

(平成26年度末現在の未給水地域の状況)

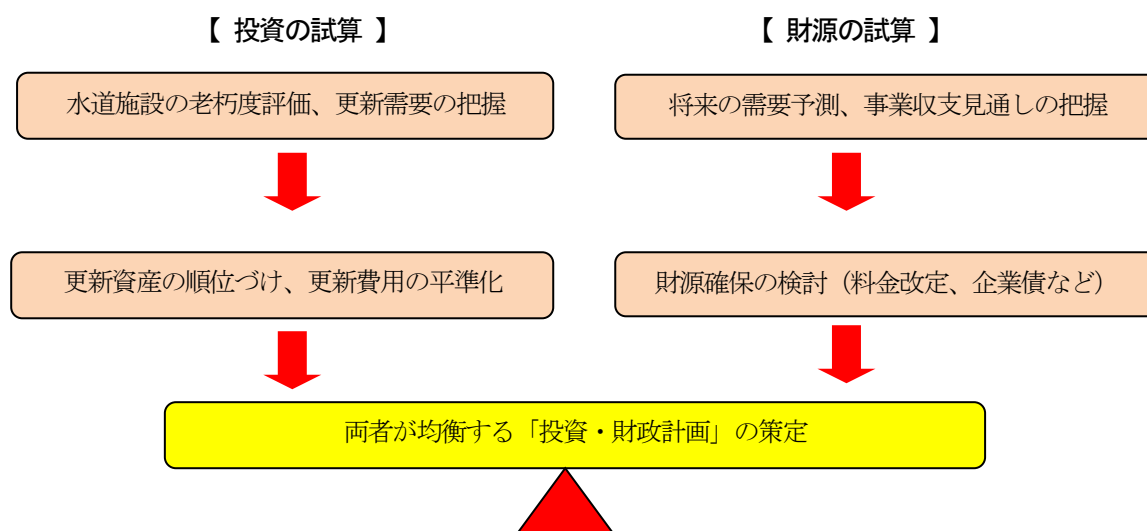
地 区	人 口	未給水世帯
南高麗地区	68人	23戸
吾野地区	493人	230戸
東吾野地区	161人	75戸
原市場地区	210人	94戸
名栗地区	14人	7戸
合 計	946人	429戸

第5章 投資・財政計画

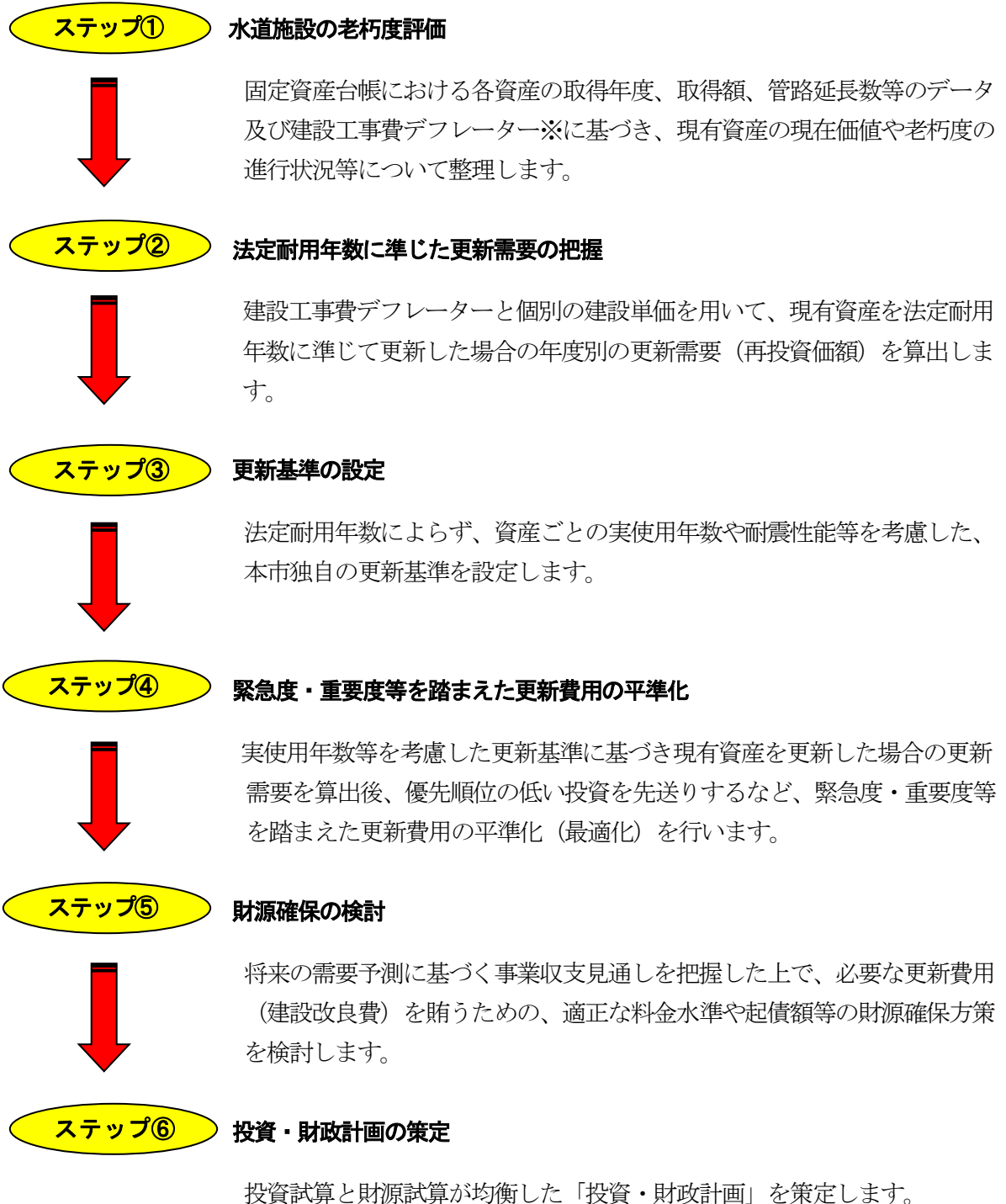
5-1 経営戦略に関する事項

本市の水道施設は、高度経済成長期に急速に整備されたものが多く、今後、数年のうちに大規模な更新のピークを迎えます。これらの老朽化した施設を法定耐用年数（地方公営企業法施行規則別表第2号）に準じて更新を行った場合、更新費用が莫大となる一方で、更新時期にバラつきがみられ、経営状況が大変不安定となってしまいます。安定的に事業を継続しながら、老朽化した施設を着実に更新していくためには、更新需要を的確に把握したうえで、施設の更新費用を平準化した財政収支見直しを行い、必要な資金確保計画を策定することが必要となります。

本ビジョンでは、基本理念に基づき設定した個別事業を着実に実施していくための経営戦略として、①中長期的な将来需要を適切に把握するとともに、アセットマネジメント※の知見を活用して、その最適化を図ることを目的とする投資試算と、②必要な需要額を賄う財源を経営の中で計画的かつ適切に確保することを内容とする財源試算を行い、③この両者が均衡する「投資・財政計画」、即ち中長期（10年間）の収支計画を策定します。



※アセットマネジメント（資産管理）とは、中長期的な視点に立ち水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するための組織的な実践活動であり、具体的には、水道事業資産のデータの整備や点検・診断等により現有施設を適切に評価し、将来の更新需要の把握と重要度・優先度を踏まえた建設投資の平準化を行い、また、中長期的な視点を持って更新需要や財政収支見直しを立てることにより、適切かつ計画的な施設更新を行うもの。

(投資・財政計画策定の手順)

※建設工事費デフレーターとは、建設統計数値で、国土交通省が作成している名目工事額を実質工事額に換算するための指数。生産性の向上と指数の代替等によるウエイトの変化を考慮して、5年ごとに改定され、建設工事に投入される資材・価格変動の変化と利潤等を加重して作成される。

5-2 投資・財源試算の基本方針

5-2-1 投資試算の基本方針

投資の試算に当たっては、次の考え方にに基づき、投資額を可能な限り合理化し更新費用を平準化します。

- (1) 新規投資については、事業規模の適正化を重視し、事業が将来にわたり採算性を有しないもの（過剰投資となるもの）は、原則行わないこととします。
- (2) 施設を更新する際は、過大投資や重複投資とならないよう、将来の需要予測を踏まえ、必要に応じてダウンサイジング（施設の統廃合）やスペックダウン（性能の合理化）を検討し、施設の効率性を高めるとともに、ランニングコストの低減を図ります。
- (3) 老朽管の更新に当たっては、重要度や老朽度評価による順位付けをし、一定の更新基準により優先順位の低い投資を先送りするなど、投資額の平準化を行います。また、管網解析システム等の活用により、適正口径での布設替えによる工事費用の低減を図ります。
- (4) 水道施設全般について、適切な維持管理等により長寿命化を図ります。

5-2-2 財源試算の基本方針

財源の試算に当たっては、更なる業務の改善・合理化・効率化に努め、経費削減を図りながら、次の考え方にに基づき、投資計画を確実に実施していく財政計画を策定します。

- (1) 財政健全化法に基づく健全化指標等に十分留意し、資金不足や債務超過にならないよう、必要な財源確保の方策を検討します。
- (2) 料金改定を行う場合は、能率的な経営のもと適正な原価を基礎として、健全な経営を確保することができる水準によることとし、社会状況や利用者間の負担の公平性に配慮し、必要に応じて料金水準、料金体系（基本料金と従量料金の比率等）の見直しに取り組みます。
- (3) 投資の主要財源である企業債については、起債額及び残高を適正な水準で管理します。また、企業債は、基本的に料金収入を原資として償還するものであることから、料金算定の際には、原価計算において適正な事業報酬を含めることとします。
- (4) 水道事業は独立採算制を原則としていますが、能率的な経営を行っても採算性を見込むことができない事業等に要する経費については、一般会計部門と協議し、適正な財源確保を図ります。
- (5) 消費税率の引上げについては、消費税の負担を円滑かつ適正に利用者へ転嫁することを基本としているため、法令等に基づき適切に対応します。

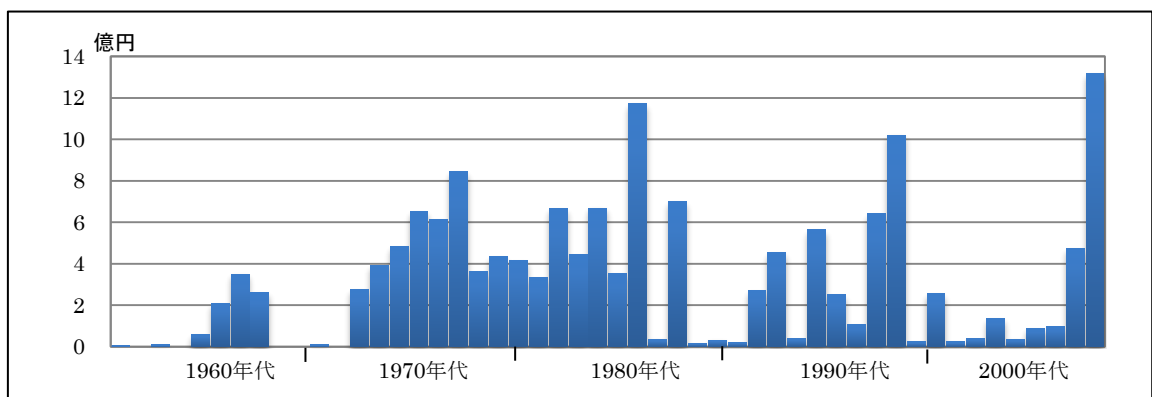
5-3 投資試算

5-3-1 水道施設の老朽度評価

ステップ①

本市の水道施設（構造物及び設備）は、1970～1980年代にかけて整備されたものが多く、建設から30～40年が経過しています。管路については、1960年代以前の延長割合は低くなっていますが、1970～1980年代にかけて布設された配水管が、今後一斉に耐用年数を迎え、このまま管路を更新しなかった場合、10年後の平成37年度には、耐用年数（40年）を経過した経年管の占める割合は40%に上昇し、漏水等のリスクが高まること懸念されます。

◆構造物及び設備の建設年度別現在価値

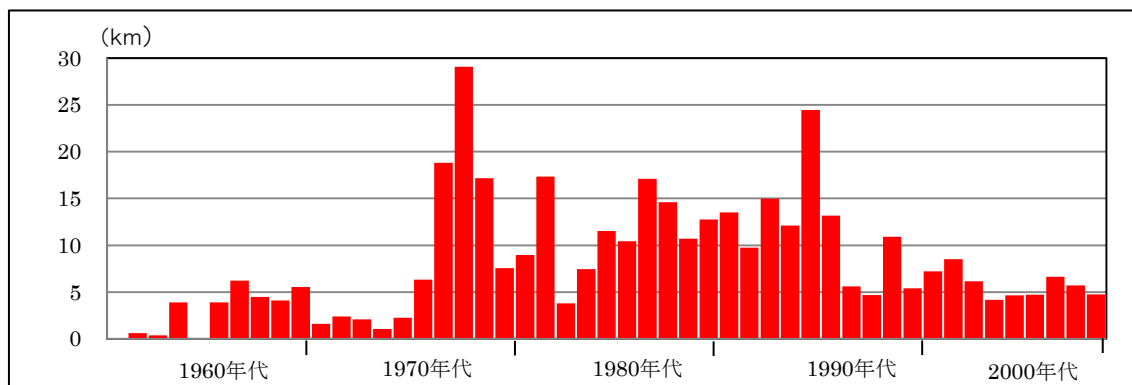


※建設年度別現在価値は、固定資産台帳における各資産の帳簿価額に建設工事費デフレーターを用いて算出している。

(主な建設改良工事の概要)

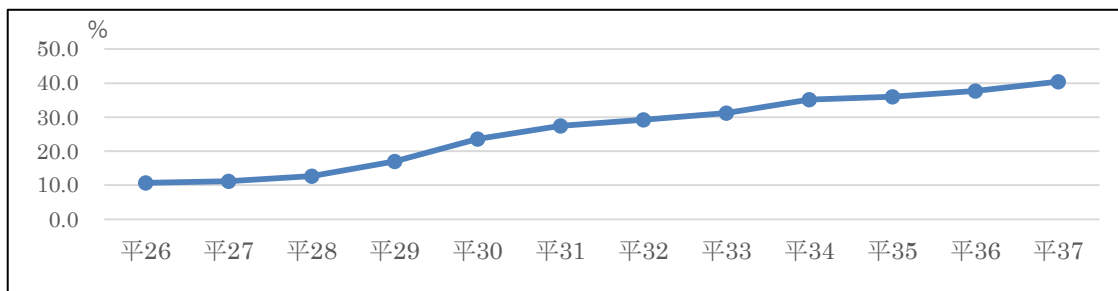
- 1960年代 : 本郷浄水場の拡張
- 1970～1980年代 : 第3期拡張事業（有間ダム、小岩井浄水場ほかの築造）
- 1990～2000年代 : 給水区域の拡張（永田台・赤沢・坂石配水場の築造ほか）県水受水場の築造
- 2010年代 : 小岩井第二配水池、大河原第二配水池の築造、電気機械施設の更新ほか

◆管路の布設年度別延長数



本市の管路の多くは、1970年代後半から1990年代にかけて布設されています。

◆管路を更新しなかった場合の経年管の推移



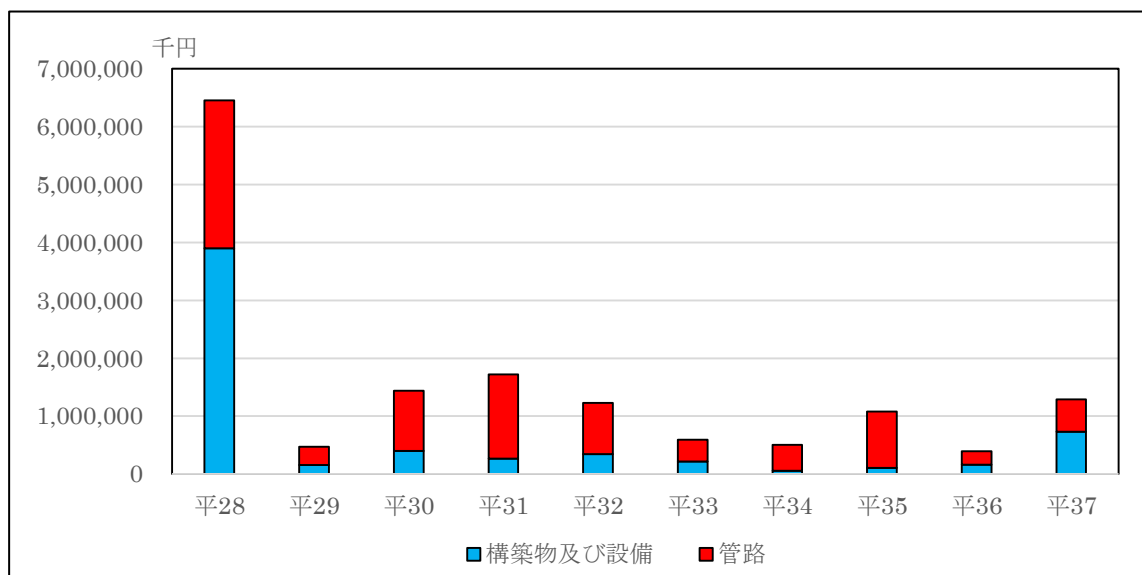
平成 26 年度末現在における経年管（法定耐用年数を越えた管）の割合は 10%程度ですが、管路を更新しなかった場合、経年管の割合は急激に上昇し、10 年後の平成 37 年度には 40%になると見込まれます。

5-3-2 更新需要の把握

ステップ②

老朽化した資産を建設工事費デフレーターと個別の建設単価に基づき、法定耐用年数に準じて更新した場合、更新費用が特定の期間に集中し、また、更新費用も多額となることから、財源の確保ができず、経営が維持できなくなります。

◆法定耐用年数に基づき更新した場合の更新費用



現有資産を法定耐用年数に準じて更新した場合、更新費用にバラつきがみられ、また、計画期間内である 10 年間の建設改良費（工事費のみ）の総額は約 152 億円（年間 15 億 2,000 万円）となります。

5-3-3 更新基準の設定

ステップ③

現有資産を法定耐用年数に準じて更新した場合、更新費用が多額となり、更新需要も特定の期間に集中してしまうことから、一定の更新基準に基づき更新費用を平準化する必要があります。このため、法定耐用年数によらず、資産ごとの実使用年数の状況や耐震性能等を考慮した、本市における水道事業資産の更新基準を以下のとおり設定します。

(更新基準表)

区分	工種・管種	※実使用年数	設定値
建築	※施設の重要度、劣化の状況等を勘案し個別に設定	50年	—
土木	※施設の重要度、劣化の状況等を勘案し個別に設定	45～60年	—
電気	受変電・配電設備	20～40年	30年
	直流電源設備	6～20年	20年
	非常用電源設備	15～40年	25年
機械	ポンプ設備	20～30年	※20年
	滅菌設備	15～25年	20年
	薬品注入設備	15～30年	20年
	沈殿・濾過池機械設備	20～30年	30年
	排水処理設備	20～40年	25年
計装	流量計、水位計、水質計器	10～25年	20年
	監視制御設備、伝送装置	15～23年	20年
管路	铸铁管（ダクタイル铸铁管は含まない）	40～50年	50年
	ダクタイル铸铁管（耐震型継手を有するもの）	60～80年	80年
	ダクタイル铸铁管（K型継手を有するもの）		70年
	ダクタイル铸铁管（その他）		60年
	鋼管（溶接継手を有するもの）	40～70年	70年
	鋼管（その他）		40年
	硬質塩化ビニル管	40～60年	40年
	ポリエチレン管（高密度、熱融着継手を有するもの）	40～60年	60年
	ポリエチレン管（その他）		40年
	ステンレス管（耐震型継手を有するもの）	40～60年	60年
	ステンレス管（その他）		40年
	その他（管種が不明なものなど）	40年	40年

※実使用年数は、アセットマネジメント簡易作成ツール（厚生労働省作成）の参考資料「実使用年数に基づく更新基準の設定例」による。

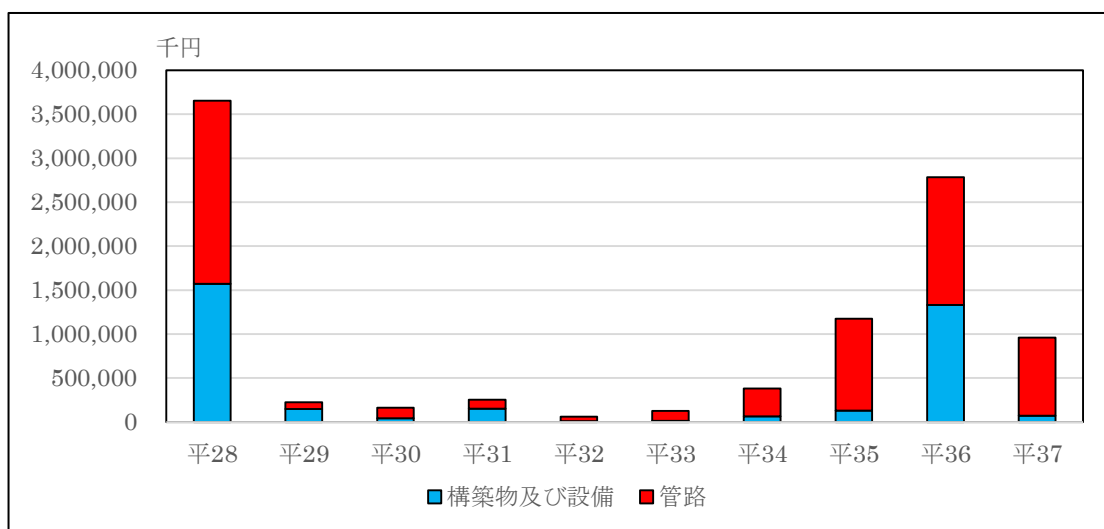
※ポンプ設備については、オーバーホールする場合は別途設定

5-3-4 緊急度・重要度等を踏まえた更新費用の平準化

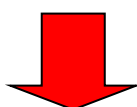
ステップ④

更新基準表により算出した更新費用の推移をもとに、優先順位の低い投資の先送りなど、緊急度や重要度を踏まえて更新費用の平準化（最適化）を検討した結果、計画期間における年間の平均更新費用は約7億円となります。

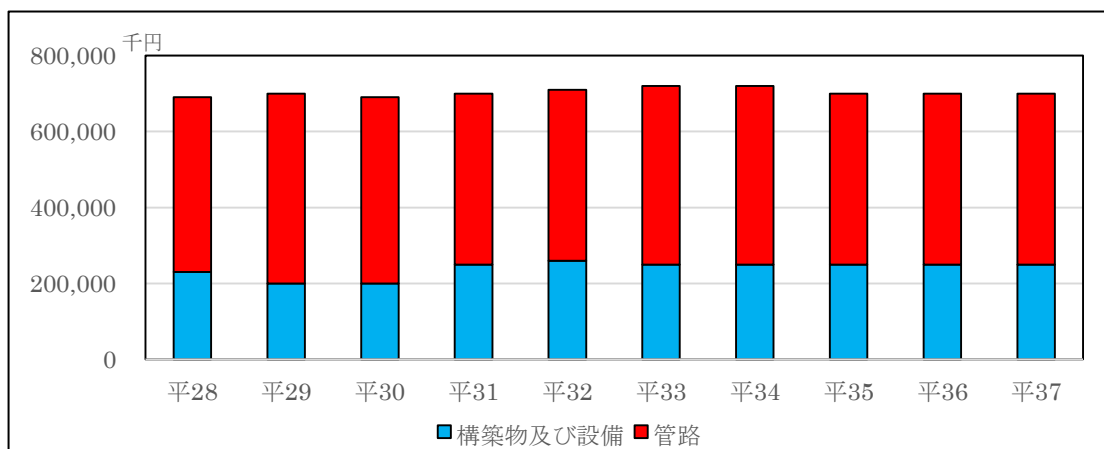
(更新基準表に基づいて更新した場合の更新費用)



更新基準表に基づき更新した場合、計画期間内である 10 年間の建設改良費（工事費のみ）の総額は約 98 億円（年間 9 億 8,000 万円）となりますが、年度によって更新費用にバラつきがあり、財源の確保が難しいため、優先順位の低いものを先送りするなど、緊急度や重要度等を踏まえて、更新費用を平準化（最適化）する必要があります。



(緊急度や重要度等により更新費用を平準化した場合)



工事費用を平準化（最適化）した場合、年間の平均更新費用は約7億円となります。

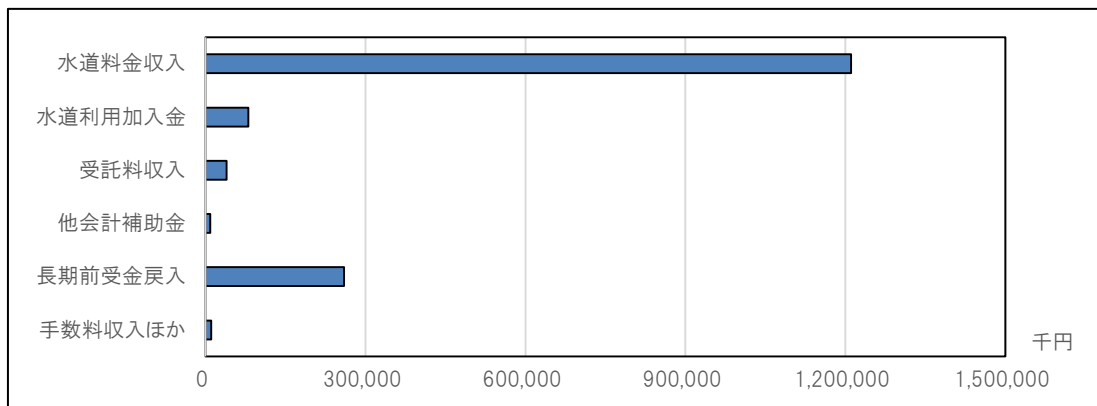
5-4 財源試算

5-4-1 財源別の内訳

公営企業である水道事業は、当該年度（単年度）の経営活動における収益・費用として処理する損益勘定（収益的収支）と、その効果が長期間にわたって発生する投資的な収入・支出として処理する資本勘定（資本的収支）の2つの取引で成り立っています。健全経営のためには両取引のバランスに留意しながら事業を実施していかなければなりません。

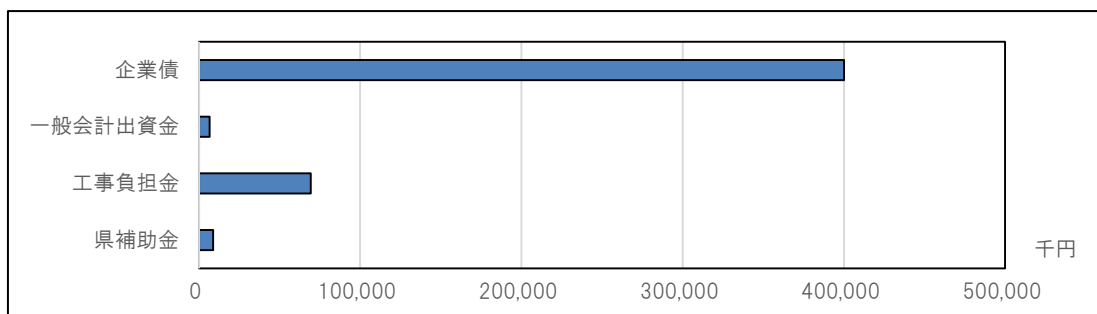
平成26年度決算における各取引の主要財源は、収益的収入が水道料金、資本的収入が企業債です。給水収益の減少や施設の更新需要の増大など事業環境が大変厳しい中、将来にわたって安定給水を維持していくためには、適正な水準に基づく料金収入の確保と必要な建設投資を実施していくための計画的な企業債の借入れが必要となります。

(収益的収入)



平成26年度決算における収益的収入（3条収入／税抜）の財源別割合は、水道料金収入が75.2%を占め、会計基準の見直しに伴い計上することとなった長期前受金戻入が16.1%、水道利用加入金収入が5.0%、下水道事業からの受託料収入が2.5%、一般会計から補助金が0.6%、その他（手数料収入など）が0.7%となっています。

(資本的収入)



平成26年度決算における資本的収入（4条収入／税込）の財源別割合は、建設改良費の財源に充てるための企業債収入が82.5%を占め、その他に配水管布設工事等に伴う受益者からの負担金が14.3%、有間ダム建設に係る県補助金が1.8%、繰出基準に基づく一般会計からの出資金が1.4%となっています。

5-4-2 財源確保の方策

ステップ⑤

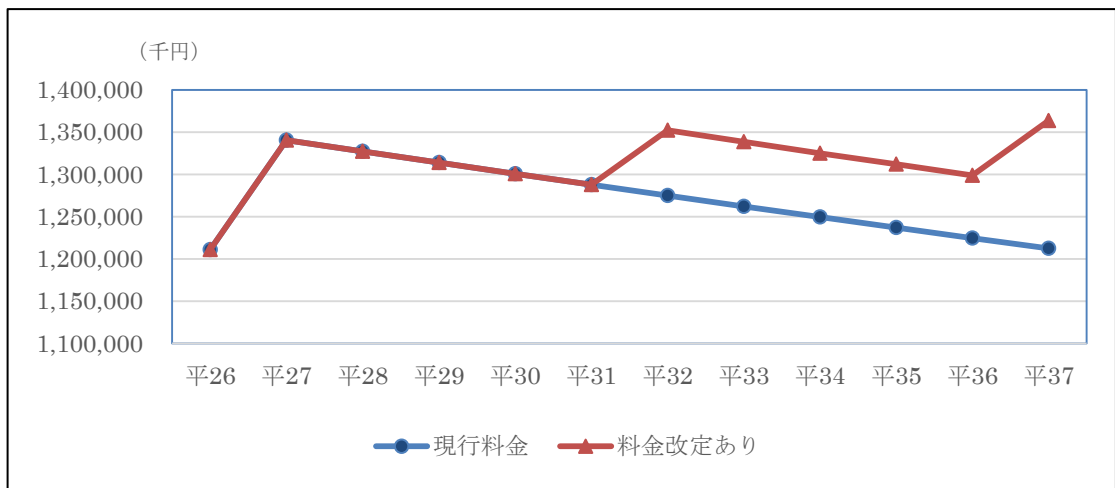
将来の事業環境予測に基づいた収入及び支出の見込額と、投資試算において算定した更新需要を踏まえ、安定給水に必要な経費と老朽化した水道施設を計画的に更新していくための建設改良費の財源として、給水収益（水道料金）及び企業債を中心に財源確保の方策を検討し、本ビジョンの計画期間である平成28～37年度までの10年間の「投資・財政計画」を策定します。

(1) 給水収益

給水収益は、料金改定によって平成27年度は増加しますが、その後は徐々に減少していく見込みです。水道事業の根幹である給水収益の減少は、直ちに事業収支の悪化につながるため、利用者の理解のもと、適正な水準での料金の見直しを適宜行うことが必要となります。

給水原価（給水に必要な経費）を賄い、健全な経営を維持していくために必要な額として、料金収入を13～14億円（税抜）と見込みます。

(給水収益の見込み)

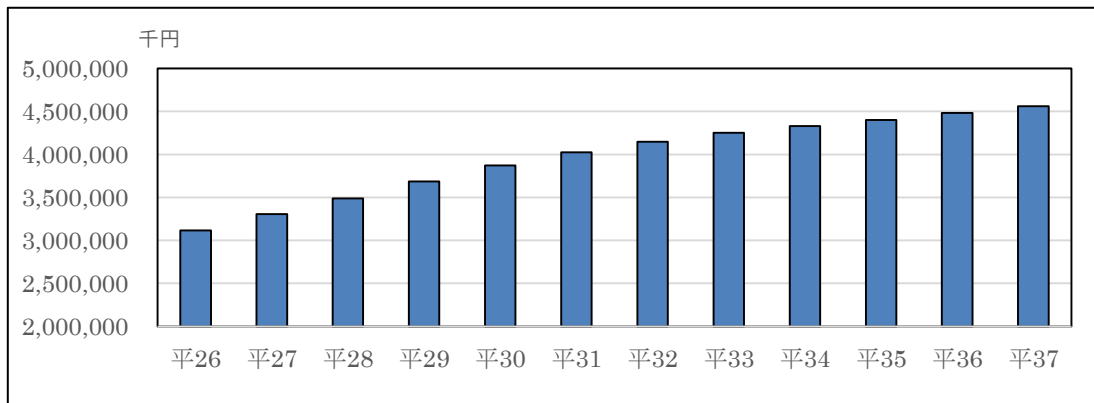


給水収益が徐々に減少する中、給水に必要な経費を賄い、かつ、健全な経営を維持していくためには、適正な水準での料金の見直しを適宜行っていく必要があります。

(2) 企業債

投資の試算では、今後10年間に於いて毎年約7億円の施設更新費用が発生することから、その財源として計画的に企業債を借入れます。本市の財政規模からみた起債残高の上限額を50億円と定め、内部留保資金の状況や起債残高の推移等を勘案した場合、平均の借入限度額は4億円となります。

平成28年度から37年度までの10年間に、毎年4億円の企業債を借入した場合の残高の推移は次のとおりであり、平成37年度末には約45億円となる見込みです。

(企業債残高の推移)

平成28～37年度まで、毎年4億円の企業債を借入した場合、起債残高は毎年1億5,000万円程度上昇し、平成37年度末には約45億円となります。

(3) その他

地方公営企業の繰出基準に基づく繰入金や工事に伴う受益者からの負担金のほか、基幹施設の耐震化に伴う国庫補助金など、関係機関と調整し適正な財源確保に努めます。

5-5 投資・財政計画

ステップ⑥

(収益的収入)

年 度	平 26 (決算額)	平 27 (予算額)	平 28 (見込み) →	平 29	平 30
◆営業収益	1,436,042	1,582,240	1,556,853	1,570,938	1,556,485
料金収入	1,302,155	1,447,726	1,433,246	1,445,189	1,430,736
その他	133,887	134,514	123,607	125,749	125,749
◆営業外収益	308,419	295,064	277,676	259,701	243,907
他会計補助金	9,177	9,038	9,000	9,000	9,000
長期前受金戻入	259,537	266,673	268,451	231,723	231,569
その他	39,705	19,353	225	18,978	3,338
◆特別利益	2,939	272	2	2	2
合 計	1,747,400	1,877,576	1,834,531	1,830,641	1,800,394

(収益的支出)

年 度	平 26 (決算額)	平 27 (予算額)	平 28 (見込み) →	平 29	平 30
◆営業費用	1,539,686	1,663,167	1,610,161	1,596,771	1,615,400
職員給与費	167,977	189,742	185,500	185,500	185,500
動力費	112,957	106,267	106,267	108,235	108,235
修繕費	61,801	88,871	76,065	78,527	78,527
減価償却費	719,692	760,111	744,541	718,053	737,483
その他	477,259	518,176	497,788	506,456	505,655
◆営業外費用	72,288	68,810	67,274	63,923	63,415
支払利息	72,261	68,775	65,833	63,887	63,379
その他	27	35	1,441	36	36
◆特別損失	20,970	1,016	1,016	1,035	1,035
合 計	1,632,944	1,732,993	1,678,451	1,661,729	1,679,850

(収益的収入－収益的支出)

年 度	平 26 (決算額)	平 27 (予算額)	平 28 (見込み) →	平 29	平 30
収益的収支差引	114,456	144,583	156,080	168,912	120,544

(単位：千円)

平 31	平 32	平 33	平 34	平 35	平 36	平 37
1,542,177	1,612,997	1,598,125	1,583,400	1,568,822	1,554,389	1,625,821
1,416,428	1,487,248	1,472,376	1,457,651	1,443,073	1,428,640	1,500,072
125,749	125,749	125,749	125,749	125,749	125,749	125,749
241,398	232,885	224,419	221,564	218,538	215,447	209,421
9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
232,173	223,660	215,194	212,339	209,313	206,222	200,196
225	225	225	225	225	225	225
2	2	2	2	2	2	2
1,783,577	1,845,884	1,822,546	1,804,966	1,787,362	1,769,838	1,835,244

(単位：千円)

平 31	平 32	平 33	平 34	平 35	平 36	平 37
1,625,943	1,627,861	1,631,035	1,644,837	1,661,487	1,678,852	1,683,716
185,500	185,500	185,500	185,500	185,500	185,500	185,500
108,235	108,235	108,235	108,235	108,235	108,235	108,235
78,527	78,527	78,527	78,527	78,527	78,527	78,527
748,026	749,944	753,118	766,920	783,570	800,935	805,799
505,655	505,655	505,655	505,655	505,655	505,655	505,655
78,676	85,596	73,529	70,632	67,691	65,368	71,690
62,855	61,833	60,531	58,973	57,360	56,346	56,174
15,821	23,763	12,998	11,659	10,331	9,022	15,516
1,035	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035
1,705,654	1,714,492	1,705,599	1,716,504	1,730,213	1,745,255	1,756,441

(単位：千円)

平 31	平 32	平 33	平 34	平 35	平 36	平 37
77,923	131,392	116,947	88,462	57,149	24,583	78,803

(資本的収入)

年 度	平 26 (決算額)	平 27 (予算額)	平 28 (見込み) →	平 29	平 30
◆企業債	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
◆出資金	6,559	2,272	0	0	0
◆負担金	69,272	117,218	103,780	71,500	71,500
他会計負担金	17,280	10,260	21,600	16,500	16,500
工事負担金	51,992	106,958	82,180	55,000	55,000
◆県(国庫)補助金	8,904	3,177	11,210	17,842	4,083
合 計	484,735	522,667	514,990	489,342	475,583

(資本的支出)

年 度	平 26 (決算額)	平 27 (予算額)	平 28 (見込み) →	平 29	平 30
◆建設改良費	1,467,391	1,187,422	931,613	1,159,284	973,638
職員給与費	32,695	33,476	36,000	36,000	36,000
工事請負費	1,232,111	1,106,540	804,768	1,063,776	839,730
その他	202,585	47,406	90,845	59,508	97,908
◆企業債償還金	223,366	209,405	217,857	201,075	216,147
合 計	1,690,757	1,396,827	1,149,470	1,360,359	1,189,785

(資本的収入－資本的支出)

年 度	平 26 (決算額)	平 27 (予算額)	平 28 (見込み) →	平 29	平 30
資本的収支の不足額	▲1,206,022	▲ 874,160	▲ 634,480	▲ 871,017	▲ 714,202

(補てん財源説明)

年 度	平 26 (決算額)	平 27 (予算額)	平 28 (見込み) →	平 29	平 30
◆前年度繰越額	1,169,915	561,063	335,974	344,714	139,989
◆補てん財源発生額	597,170	649,071	643,220	666,292	637,508
減価償却費(除却費含)	723,300	771,161	755,591	729,103	748,533
長期前受金戻入	▲ 259,537	▲ 266,673	▲ 268,451	▲ 231,723	▲ 231,569
利益剰余金処分額	114,456	144,583	156,080	168,912	120,544
その他	18,951	0	0	0	0
◆使用額	▲1,206,022	▲ 874,160	▲ 634,480	▲ 871,017	▲ 714,202
◆翌年度繰越額	561,063	335,974	344,714	139,989	63,295

(単位：千円)

平 31	平 32	平 33	平 34	平 35	平 36	平 37
400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
0	0	0	0	0	0	0
71,500	71,500	71,500	71,500	71,500	71,500	71,500
16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500
55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000
0	0	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
471,500	471,500	476,500	476,500	476,500	476,500	476,500

(単位：千円)

平 31	平 32	平 33	平 34	平 35	平 36	平 37
751,458	735,458	838,458	838,458	838,458	838,458	838,458
36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
617,550	601,550	704,550	704,550	704,550	704,550	704,550
97,908	97,908	97,908	97,908	97,908	97,908	97,908
245,786	275,402	298,444	321,463	330,053	318,236	320,550
997,244	1,010,860	1,136,902	1,159,921	1,168,511	1,156,694	1,159,008

(単位：千円)

平 31	平 32	平 33	平 34	平 35	平 36	平 37
▲ 525,744	▲ 539,360	▲ 660,402	▲ 683,421	▲ 692,011	▲ 680,194	▲ 682,508

(単位：千円)

平 31	平 32	平 33	平 34	平 35	平 36	平 37
63,295	142,377	271,743	277,262	247,934	198,379	148,531
604,826	668,726	665,921	654,093	642,456	630,346	695,456
759,076	760,994	764,168	777,970	794,620	811,985	816,849
▲ 232,173	▲ 223,660	▲ 215,194	▲ 212,339	▲ 209,313	▲ 206,222	▲ 200,196
77,923	131,392	116,947	88,462	57,149	24,583	78,803
0	0	0	0	0	0	0
▲ 525,744	▲ 539,360	▲ 660,402	▲ 683,421	▲ 692,011	▲ 680,194	▲ 682,508
142,377	271,743	277,262	247,934	198,379	148,531	161,479

第6章 フォローアップ

6-1 進行管理

「飯能市水道ビジョン（経営戦略プラン）」は、本市水道事業の基本計画として位置づけられますが、その次位計画として、「飯能市水道事業中期経営計画（平成28～32年度）」を同時に策定し、5年間の計画期間内において実施すべき具体的な目標値や事業計画等を定めています。したがって、本ビジョンの進行管理は、中期経営計画の進捗に基づき実施します。

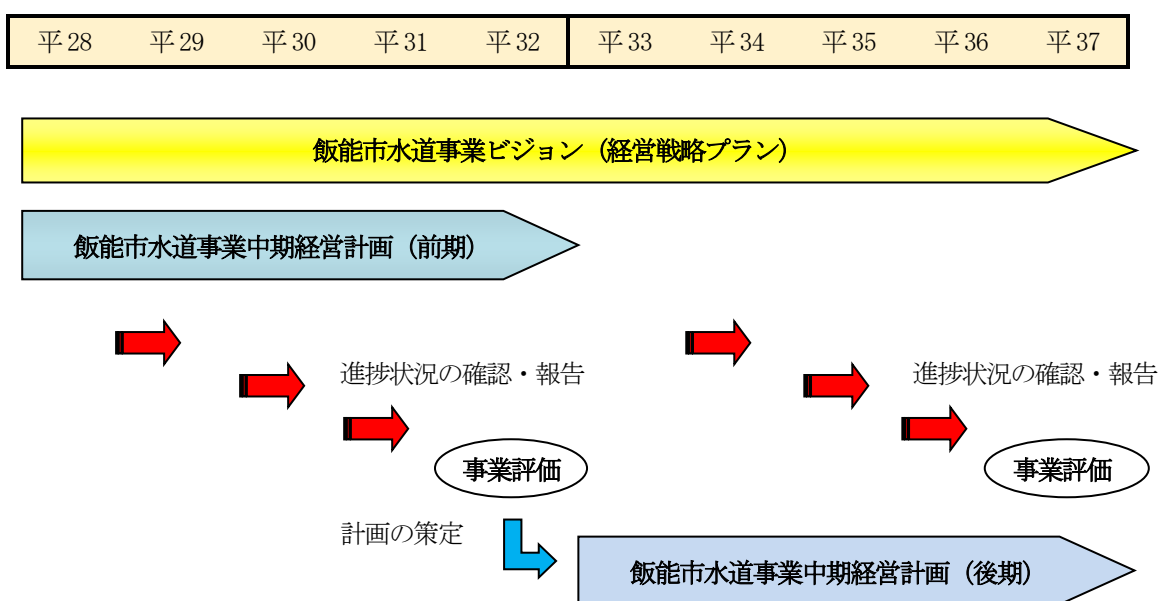
中期経営計画に定めた個別事業等を円滑に進めていくための手法として、PDCAサイクルを活用し、毎事業期間終了時に事業の進捗状況や目標値の達成状況等の確認を行い、前期計画（平成28～32年度）の最終年度には事業評価（検証）を実施し、新たな課題等を踏まえた上で、後期計画（平成33～37年度）を策定します。

PDCAサイクルとは、次の4つの段階を継続的に繰り返すことにより、継続的に業務改善を図る手法です。

- P** (Plan) 計画策定
- D** (Do) 事業の実施
- C** (Check) 検証、評価
- A** (Act) 見直し



(進行管理のイメージ図)



6-2 進捗状況等の公表

中期経営計画に定めた個別事業の進捗状況や目標値の達成状況等については、毎事業年度終了後に水道事業運営審議会に報告し、ホームページ等でも公表します。また、進行管理を行っていく中で、事業の進捗率や目標値の達成状況が低いものについては、予算の組み替えや事業内容の見直しを適宜行うこととし、事業評価に当たっては、「投資・財政計画」と実績額との乖離及びその原因を分析し、次期計画である中期経営計画（後期）の策定に役立てます。

資料編

(1) 水道事業年表	36
(2) 給水人口等の推移	39
(3) 事業認可の概要	41
(4) 水利権の状況	42
(5) 拡張事業の概要	43
(6) 水道施設の概要	47
(7) 水道料金の変遷	49
(8) 子どもたちからのメッセージ	50



入間川の源



有間ダム

(1) 水道事業年表

西暦	主な出来事
1928年	昭和3年1月 上水道の布設が計画される。 昭和3年2月 飯能町議会で上水道の布設が議決される。
1930年	昭和5年7月 創設事業が認可される。 昭和5年11月 水道部の設置が議決され、翌年に町役場内に事務所を築造する。
1931年	昭和6年8月 上水道創設事業を開始する。
1932年	昭和7年10月 上水道施設（白山浄配水場）が完成する。 昭和7年11月 埼玉県下3番目の上水道施設として供用を開始する。完成祝賀式が行われる。
1940年	昭和15年4月 料金改定
1943年	昭和18年4月 飯能・精明・元加治・加治・南高麗の1町4ヶ村が合併し、新たに飯能町となる。
1947年	昭和22年4月 料金改定 昭和22年9月 カスリーン台風により取水施設が被災する。
1950年	昭和25年1月 料金改定 昭和25年4月 水道事務所を大字飯能67番地に借用移転する。
1951年	昭和26年4月 料金改定
1952年	昭和27年7月 料金改定
1953年	昭和28年5月 上水道布設20周年記念式典が行われる。 昭和28年5月 料金改定
1954年	昭和29年1月 飯能町が市制を施行し飯能市となる。 昭和29年4月 元加治地区と新光の一部が飯能市から分離する。 昭和29年5月 料金改定 昭和29年10月 原市場簡易水道が認可される。
1955年	昭和30年4月 原市場村の簡易水道が給水を開始する。
1956年	昭和31年5月 料金改定 昭和31年7月 第1期拡張事業を開始する。 昭和31年9月 第1期拡張事業が認可される。 昭和31年9月 吾野・東吾野・原市場の3ヶ村が飯能市に合併する。(原市場簡易水道を市に移管)
1958年	昭和33年1月 本郷浄水場が完成する。(白山浄配水場を本郷配水場に変更)
1960年	昭和35年7月 第1期拡張事業が完了する。
1962年	昭和37年4月 地方公営企業法の財務規定を適用し、複式簿記の様式により会計処理を行う。 昭和37年4月 料金改定 昭和37年6月 南高麗地区簡易水道事業が認可される。
1963年	昭和38年4月 南高麗簡易水道が給水を開始する。 昭和38年12月 第2期拡張事業が認可される。
1964年	昭和39年4月 第2期拡張事業を開始する。 昭和39年6月 両吾野地区簡易水道事業が認可される。
1965年	昭和40年5月 両吾野浄水場が完成する。 昭和40年7月 両吾野簡易水道が給水を開始する。 昭和40年11月 本郷浄水場（新館）が完成する。
1966年	昭和41年6月 料金改定

西暦	主 な 出 来 事	
1967年	昭和42年4月	地方公営企業法を全面適用する。
	昭和42年9月	本郷浄水場の配水池が完成する。
1968年	昭和43年3月	第2期拡張事業が完了する。
1972年	昭和47年4月	第3期拡張事業を開始する。
	昭和47年4月	大口使用者（φ50mm以上）を除き、隔月検針に変更する。
	昭和47年5月	市役所本庁舎の完成に伴い、水道事務所が双柳へ移転する。
	昭和47年9月	第3期拡張事業が認可される。
1974年	昭和49年4月	機構改革により水道課が水道部となる。
1975年	昭和50年9月	水道利用加入金を創設する。
	昭和50年10月	料金改定
1977年	昭和52年5月	小岩井浄水場及び小岩井取水場が完成する。
	昭和52年7月	名栗簡易水道の創設事業が認可される。
1978年	昭和53年7月	南高麗簡易水道を上水道へ統合する。
	昭和53年7月	本郷水管橋が完成する。
1980年	昭和55年4月	名栗簡易水道事業が給水を開始する。
	昭和55年5月	上吾野地区簡易水道事業が認可される。
	昭和55年5月	小岩井取水堰が完成する。
	昭和55年7月	料金改定
1981年	昭和56年11月	有間ダムの定礎式が行われる。
1982年	昭和57年4月	量水器取替業務を全面委託化する。
	昭和57年5月	第3期拡張事業（第1回変更）が認可される。
	昭和57年5月	南高麗・両吾野・原市場簡易水道の廃止が認可される。
	昭和57年6月	両吾野及び原市場簡易水道を上水道に編入する。
	昭和57年10月	上吾野簡易水道浄水場が完成する。
1983年	昭和58年4月	上吾野簡易水道が給水を開始する。
	昭和58年6月	料金改定
1984年	昭和59年9月	野口入送水ポンプ場及び長尾坂配水場が完成する。
1985年	昭和60年6月	榎坂配水場が完成する。
1986年	昭和61年4月	有間ダムが運用を開始する。
1987年	昭和62年3月	倉掛配水場及び倉掛送水ポンプ場が完成する。
1988年	昭和63年2月	上吾野簡易水道の廃止が許可される。
	昭和63年3月	第3期拡張事業（第2回変更）が許可される。
	昭和63年4月	上吾野簡易水道を上水道へ編入する。
	昭和63年4月	料金改定
1989年	平成1年2月	美杉台配水場及び美杉台ポンプ場が完成する。
1991年	平成3年3月	第3期拡張事業が完了する。
1993年	平成5年2月	南高麗送水ポンプ場が完成する。
	平成5年2月	唐竹送水ポンプ場及び唐竹配水場が完成する。
	平成5年9月	永田台配水場及び永田台送水ポンプ場が寄贈される。

西暦	主 な 出 来 事	
1994年	平成6年4月	水道部の事務所を第2庁舎に移転する。
1995年	平成7年2月	料金計算業務を全面委託化する。
	平成7年4月	検針業務を全面委託化する。
1996年	平成8年3月	坂石配水場及び坂石町分送水ポンプ場が完成する。
	平成8年4月	料金改定
1997年	平成9年3月	赤沢配水場が完成する。
1998年	平成10年4月	料金改定（消費税3%を消費税及び地方消費税5%に改定）
	平成10年4月	第4期拡張事業を開始する。
	平成10年7月	第4期拡張事業が認可される。
2000年	平成12年2月	県水受水場及び大河原配水場が完成する。
	平成12年4月	埼玉県水道用水供給事業より県水の受水を開始する。
	平成12年4月	機構改革により水道部と下水道課が統合し、上下水道部となる。
2005年	平成17年1月	名栗村と合併し、名栗簡易水道は統合せず飯能市水道事業に含める。
2006年	平成18年3月	「飯能市水道事業基本計画（飯能市地域水道ビジョン）」を策定する。
2007年	平成19年4月	水道部の事務所を本庁舎2階に移転する。
	平成19年5月	森林文化都市宣言推進事業として、ペットボトル水「飯能水」の販売を開始する。
2008年	平成20年3月	「飯能市水道事業危機管理計画」を策定する。
2009年	平成21年4月	機構改革により上下水道部から下水道課を分離し、水道部となる。
	平成21年9月	大河原第二配水池が完成する。
2010年	平成22年3月	小岩井第二配水池が完成する。
	平成22年4月	飯能市水道事業運営審議会を設置する。
2011年	平成23年4月	名栗簡易水道料金を上水道料金に統一する。
2012年	平成24年4月	ペットボトル水「飯能水」の製造販売事業を飯能市観光協会へ移管する。
2014年	平成26年4月	料金改定（消費税及び地方消費税を5%から8%に改定）
2015年	平成27年4月	料金改定

(2) 給水人口等の推移

年度	行政人口	給水人口	普及率	給水戸数	備 考
昭和 7 年度	人 10,856	人 2,870	% 26.4	戸	・ 供用を開始
8	11,918	3,070	25.8		
9	11,918	3,110	26.1		
10	11,918	3,200	26.9		
11	11,918	3,235	27.1		
12	11,918	3,360	28.2		
13	10,173	3,625	35.6		
14	12,750	4,670	36.6		
15	12,750	4,850	38.0		
16	12,750	5,100	40.0		
17	12,750	5,400	42.4		
18	26,788	5,695	21.3		・ 1町4ヶ村合併により人口増
19	33,328	5,950	17.9		
20	32,706	6,170	18.9		
21	33,077	6,495	19.6		
22	34,526	6,792	19.7		
23	34,884	6,990	20.0		
24	34,792	7,249	20.8		
25	35,468	7,617	21.5		
26	35,420	7,816	22.1		
27	35,894	8,030	22.4		
28	36,386	8,230	22.6		
29	31,172	9,229	29.6		・ 下加治、新光の一部分離により人口減
30	31,620	9,927	31.4		・ 原市場簡易水道が給水を開始
31	44,308	11,071	25.0		・ 3ヶ村合併により人口増
32	44,555	11,677	26.2		
33	44,621	13,150	29.5		
34	45,074	14,499	32.2		
35	45,377	16,138	35.6		
36	45,686	17,552	38.4	3,931	
37	46,366	19,434	41.9	4,476	
38	46,290	21,520	46.5	5,116	・ 南高麗簡易水道が給水を開始
39	46,782	25,689	54.9	6,176	
40	47,935	29,549	61.6	7,122	・ 両吾野簡易水道が給水を開始
41	48,707	30,735	63.1	7,705	
42	49,764	32,327	65.0	8,295	
43	50,494	36,546	72.4	9,056	
44	51,276	38,582	75.2	9,716	
45	52,360	40,408	77.2	10,319	
46	53,259	42,202	79.2	10,934	
47	54,069	43,294	80.1	11,663	
48	54,922	45,066	82.1	12,091	

年度	行政人口	給水人口	普及率	給水戸数	備 考
昭和 49 年度	55,525	46,469	83.7	12,495	
50	56,089	48,548	86.6	13,174	
51	56,748	49,875	87.9	13,574	
52	58,025	52,023	89.7	14,336	
53	59,442	53,451	89.9	14,933	
54	60,698	55,362	91.2	15,554	
55	62,457	57,757	92.5	16,339	
56	63,830	59,416	93.1	16,928	
57	64,767	60,436	93.3	17,299	
58	65,282	62,353	95.5	17,843	・上吾野簡易水道が給水を開始
59	66,054	63,921	96.8	18,263	
60	66,866	65,629	98.2	18,751	
61	67,652	67,172	99.3	19,192	
62	69,024	63,486	92	20,050	・給水人口の見直しによる減
63	70,522	65,713	93.2	21,236	
平成 1 年度	72,154	67,422	93.4	22,082	
2	73,320	69,123	94.3	23,075	
3	74,681	71,241	95.4	23,958	
4	76,583	73,479	95.9	24,971	
5	78,324	75,850	96.8	26,157	
6	80,057	77,751	97.1	27,164	
7	81,087	79,014	97.4	28,045	
8	81,958	79,981	97.6	29,329	
9	82,414	80,573	97.8	29,854	
10	82,595	80,898	97.9	29,958	
11	82,900	81,155	97.9	30,062	
12	82,831	81,112	97.9	30,433	
13	82,733	81,177	98.1	30,542	
14	82,614	81,137	98.2	30,787	
15	82,387	80,852	98.1	31,073	
16	84,678	83,165	98.2	32,490	・旧名栗村との合併による人口増
17	84,251	82,706	98.2	32,782	
18	83,850	82,317	98.2	33,075	
19	83,602	82,110	98.2	33,453	
20	83,293	82,109	98.6	33,929	
21	83,054	81,918	98.6	33,973	
22	82,683	81,604	98.7	34,086	
23	82,240	81,196	98.7	34,398	
24	81,619	80,628	98.8	34,631	
25	81,089	80,130	98.8	34,853	
26	80,674	79,728	98.8	35,153	

(3) 事業認可の概要

◆上水道事業

名称	申請年月日	申請番号	起工年 月	竣工年 月	給水開始 年月	事業費 (千円)	目標年 月	計画	
	認可年月日	認可番号						給水人口	1日最大 給水量
創設	昭04.01.25		昭06.08	昭07.10	昭07.11	239		人	m ³
	昭05.07.03	内務省玉衛 第10号						12,000	1,332
第1期 拡張	昭31.01.10	飯水発 第8号	昭31.07	昭35.07	昭35.08	79,333	昭42	18,000	4,500
	昭31.09.09	厚生省玉衛 第845号							
第2期 拡張	昭38.12.17	飯水発 第588号	昭39.04	昭43.03	昭43.04	385,000	昭50	39,000	12,600
	昭38.12.28	厚生省収環 第556号							
第3期 拡張	昭47.07.06	K330 第461号	昭48.02	昭57.03	昭54.08	3,200,000	昭58	89,800	43,545
	昭47.09.28	厚生省環 第613号							
第3期 変更①	昭57.04.28	K360 第373号	昭57.06	昭63.03	昭60.04	5,000,000	平02	105,000	44,400
	昭57.05.28	厚生省環 第319号							
第3期 変更②	昭63.03.25	飯水発 第265号	昭63.04	平09.03	昭63.04	10,404,929	平10	106,000	44,400
	昭63.03.31	厚生省生衛 第752号							
第4期 拡張	平10.01.20	飯水発 第1363号	昭10.04	平18.03	平10.04	27,126,681	平17	108,500	52,900
	平10.07.27	厚生省収生 衛第952号							

◆名栗簡易水道

名称	申請年月日	申請番号	起工年 月	竣工年 月	給水開始 年月	事業費 (千円)	目標年 月	計画	
	認可年月日	認可番号						給水人口	1日最大 給水量
創設	昭52.06.14	名役企発 第1467号	昭52.07	昭55.04	昭55.04	621,282	昭54	人	m ³
	昭57.07.12	指令環 第621号						2,660	818

(4) 水利権の状況

水利権とは、河川の流水を取水し、利用することができる権利です。河川から水を取水し、利用するためには、河川法に基づく河川管理者の許可が必要であり、10年ごとに更新を行っています。本市の水利権の内訳は下表のとおりであり、昭和61年の埼玉県営有間ダム完成により、現在の水利権の約75%にあたる0.4m³/Sの水利権を取得しました。また、県水受水場は日量8,415m³の埼玉県用水を受入れることができる施設となっています。

(上水道事業)

水源名	種別	浄水場別	水利権 (m ³ /S)	取水量 (m ³ /日)	取水地点
入間川(左岸)	伏流水	本郷	0.115 (既得)	9,950	大字飯能字向來458-1先
入間川(左岸)	伏流水	本郷	0.034 (ダム)	2,937	
小計			0.149	12,887	
入間川(右岸)	表流水	小岩井	0.366 (ダム)	31,623	大字小岩井字元山1016-2先
小計			0.366	31,623	
長沢川(左岸)	伏流水	両吾野	0.007	581	大字長沢315先
小計			0.007	581	
北川(左岸)	伏流水	上吾野	0.0035	305	大字北川1038-4先
小計			0.0035	305	
計			0.5255	45,396	
埼玉県用水供給事業				8,415	

(名栗簡易水道事業)

水源名	種別	浄水場別	水利権 (m ³ /S)	取水量 (m ³ /日)	取水地点
入間川(右岸)	表流水	名栗	0.010	818	大字上名栗3435-2先

(5) 拡張事業の概要**(創設期)****◆上水道創設事業 (昭和5年度～)**

本市の水道事業は昭和5年に当時の市街地を給水区域とした計画給水人口12,000人、一日最大給水量1,322 m³の上水道施設として創設認可を得て発足しました。昭和7年には白山浄配水場の完成により、入間川左岸から伏流水を取水し、自然流下による配水が可能となりました。

許可年月日	昭和5年7月3日 (内務省玉衛第10号)		
工 期	昭和6年8月～昭和7年10月	総事業費	239千円
計画給水人口	12,000人	1日最大給水量	1,322 m ³
給水区域	飯能町(原町、1丁目、2丁目、3丁目、宮本町、川原町、前田の各区、本郷の一部)		
主な内容	白山浄配水場の建設		



白山浄水場 (創設事業)



本郷浄水場 (第1期拡張事業)

(拡張期)**◆上水道第1期拡張事業 (昭和31年度～)**

給水開始後約10年間は順調に給水を続けてきました。その後、産業の伸展、人口増、1人当たりの消費水量の増加により拡張の必要がありましたが、第2次世界大戦の混乱期のため実施を阻まれていました。終戦後の市町村合併などによる急激な人口増加に対応するため、本郷浄水場の建設、既設浄水場の拡張が行われました。

許可年月日	昭和31年9月9日 (厚生省玉衛第845号)		
工 期	昭和31年7月～昭和35年7月	総事業費	79,333千円
計画給水人口	18,000人	1日最大給水量	4,500 m ³
給水区域	原町、1丁目、2丁目、3丁目、宮本町、川原町、本郷、前田、柳原、笠縫、川寺、双柳、中山、青木、下加治、永田、大河原、阿須、落合、矢嵐、岩沢、中居の一部		
主な内容	本郷浄水場の建設、白山浄配水場を配水池に変更		

◆上水道第2期拡張事業（昭和39年度～）

昭和38年には給水人口が21,000人に達し、第1期拡張における一日最大給水量をはるかに上回り、また、給水区域外での井戸水等の水質汚染、水位の低下及び工場、住宅の建設等の給水要望に対応するため、本郷浄水場の拡張などが行われました。

許可年月日	昭和38年12月28日（厚生省収環第556号）		
工期	昭和39年4月～昭和43年3月	総事業費	385,000千円
計画給水人口	39,000人	1日最大給水量	12,600 m ³
給水区域	原町、1丁目、2丁目、3丁目、宮本町、川原町、本郷、前田、柳原、笠縫、川寺、双柳、中山、青木、下加治、永田、大河原、阿須、落合、矢風、岩沢、中居、小岩井、岩淵、前ヶ貫、小久保、平松、川崎、芦荻場及び久須美の一部		
主な内容	本郷浄水場の拡張工事		

◆上水道第3期拡張事業（昭和47年度～）

第2期拡張事業後も人口増加に伴い給水能力が不足する事態が生じていることや、丘陵地における大規模開発の給水需要に対応するため、入間川総合開発事業の一環として埼玉県営の有間ダム計画に加入し、水利権を確保するとともに、10万人都市づくりに対応するため、小岩井浄水場を建設しました。

許可年月日	昭和47年9月28日（厚生省環第613号）		
工期	昭和48年2月～昭和57年3月	総事業費	3,200,000千円
計画給水人口	89,800人	1日最大給水量	43,545 m ³
給水区域	山手町、本町、八幡町、新町、東町、柳町、仲町、稻荷町、南町、大字久下、原町、岩沢、笠縫、川寺、下川崎、新光、芦荻場、双柳の全部並びに飯能、中山、永田、大河原、久須美、小瀬戸、小岩井、阿須、落合、前ヶ貫、矢風、下加治、小久保、宮沢、平松、川崎、青木、中居、下赤工及び原市場の一部		
主な内容	小岩井浄水場の建設		



小岩井浄水場（第3期拡張事業）



有間ダム（第3期拡張事業）

◆上水道第3期拡張事業・第1回変更（昭和57年度～）

地価の高騰等により無指定地域への人口が増加したため、施設能力及び経済性等を考慮し、南高麗、両吾野、原市場の各簡易水道を上水道へ統合しました。

◆上水道第3期拡張事業・第2回変更（昭和63年度～）

既許可でただ1箇所統合されていなかった上吾野簡易水道を上水道へ統合し、また、丘陵地域に住宅都市整備公団、民間企業による開発が一部進められ、さらに今後の開発計画にも対応するため給水区域の拡張などが行われました。

◆上水道第4期拡張事業（平成10年度～）

第3期拡張事業までの給水区域の拡張により、既得の水利権で不足する分を埼玉県用水供給事業から供給を受けるために県水受水場及び大河原配水場を築造しました。

許可年月日	平成10年7月27日（厚生省収生衛第952号）		
工期	平成10年4月～平成18年3月	総事業費	27,126,681千円
計画給水人口	108,500人	1日最大給水量	52,900 m ³
給水区域	山手町、本町、八幡町、新町、東町、柳町、仲町、稲荷町、南町、飯能、原町、大字原町、久下、中山、久須美、小瀬戸、大河原、小岩井、永田、栄町、緑町、横手、永田台一丁目、永田台二丁目、永田台三丁目、下加治、小久保、宮沢、平松、川崎、下川崎、新光、芦荻場、双柳、青木、中居、岩沢、笠縫、川寺、前ヶ貫及び矢嵐、美杉台一丁目、美杉台二丁目、美杉台三丁目、美杉台四丁目及び美杉台五丁目の全部並びに阿須、落合、岩淵、下畑、上畑、苅生、下直竹、上直竹下分、坂石町分、坂石、坂元、吾野、北川、南川、白子、平戸、虎秀、井上、長沢、原市場、下赤工、上赤工、赤沢、唐竹、中藤下郷、中藤中郷及び中藤上郷の一部（町名変更のみで区域拡張はない）		
主な内容	県水受水場及び大河原配水場の建設		



県水受水場（第4期拡張事業）



大河原配水場（第4期拡張事業）

◆名栗簡易水道創設事業（昭和52年度～）

名栗簡易水道は旧名栗村当時の昭和52年7月に給水人口2,660人、一日最大給水量818 m³で認可を得て、昭和55年度から給水を開始しました。名栗簡易水道発足以前の旧名栗村の水道施設は、簡易水道7箇所、自家用水道11箇所、水源のほとんどは沢水から取水していました。しかし、冬期には沢水が枯渇し取水に困難をきたし、観光客にも満足な飲料水を供給できない状態であることから、これらを統合し、新たに村営の簡易水道を設置しました。

許 可 年 月 日	昭和52年7月12日（指令環第621号）		
工 期	昭和52年度～昭和55年度	総 事 業 費	621,282 千円
計 画 給 水 人 口	2,660 人	1 日 最 大 給 水 量	818 m ³
給 水 区 域	入間川に沿って集落している住民地域のうち、標高450mから200mまでの区域		
主 な 内 容	取水、導水、浄水、配水施設の建設		



名栗浄水場（名栗簡易水道創設事業）



名栗浄水場（名栗簡易水道創設事業）

(6) 水道施設の概要

(上水道)

系統別	施設名	所在地	敷地面積	築年度	施設概要
本郷	本郷取水場 本郷浄水場	飯能 458-5	5,680 m ²	S7～S42	集水管 延長 167m 取水ポンプ 6台 送水ポンプ 5台
	本郷配水場	飯能 1138-1	8,336 m ²	S7	配水池 1,200 m ³ 1池
				S42	配水池 4,000 m ³ 1池
小岩井	小岩井取水場	小岩井 1016-2	4,474 m ²	S52	取水ポンプ 4台 取水堰
	小岩井浄水場	小岩井 709-1	35,482 m ²	S52	配水池 8,000 m ³ 1池 久須美送水ポンプ 2台 原市場・両吾野送水ポンプ 5台 南高麗送水ポンプ 3台
				H20～H21	配水池 5,200 m ³ 1池
	榎坂配水場	菊生 390-5	904 m ²	S52	配水池 1,400 m ³ 1池
	野口入りポンプ場	小瀬戸 446-2	399 m ²	S59	送水ポンプ 3台
	長尾坂配水場	平戸 126	528 m ²	S59	配水池 1,000 m ³ 1池
	倉掛ポンプ場	原市場 512-2	695 m ²	S61	送水ポンプ 3台
	倉掛配水場	中藤中郷 344-1	1,482 m ²	S61	配水池 1,500 m ³ 1池
	唐竹ポンプ場	唐竹 311-17	36 m ²	H5	送水ポンプ 2台
	唐竹配水場	唐竹 314-24	118 m ²	H5	配水池 30 m ³ 1池
	赤沢配水場	赤沢 617-1	441 m ²	H8	パネル式配水池 265 m ³ 配水ポンプ 3台
	美杉台ポンプ場	美杉台 2-1-1	557 m ²	S63	送水ポンプ 4台 自家発電機 150KVA
	美杉台配水場	美杉台 5-15	4,350 m ²	S63	配水池 下部 1500 m ³ 1池 上部 300 m ³ 1池 揚水ポンプ 2台 (高架式)
	永田台ポンプ場	永田 618-5	754 m ²	H5	送水ポンプ 2台 自家発電機 125KVA
	永田台配水場	永田台 3-3-16	7,372 m ²	H5	配水池 下部 800 m ³ 1池 上部 700 m ³ 1池
	坂石町分送水ポンプ場	坂石町分 7-1	598 m ²	H7	送水ポンプ 2台
坂石配水場	坂石 359-1	607 m ²	H7	配水ポンプ 2台 配水池 438 m ³ 1池 自家発電機 85KVA	
上吾野	上吾野取水場	北川 1038-4		S57	集水管延長 17.01m
	上吾野浄水場	北川 700-1	2,234 m ²	S57	配水池 180 m ³ 2池 送水ポンプ 2台
	岩井沢配水場	北川 1183		S57	配水池 10 m ³ 1池
両吾野	両吾野取水場	長沢 315 先		S38	集水管延長 16.5m
	両吾野浄水場	長沢 239	2,290 m ²	S39	配水池 195 m ³ 2池
県水	県水受水場	大河原 111-1	2,456 m ²	H10～H11	送水ポンプ 3台 受水槽 930 m ³ ×2 自家発電機 500KVA
	大河原配水場	大河原 714	4,226 m ²	H10～H11	配水池 3,235 m ³ 1池 自家発電機 100KVA
H19～H21				配水池 3,000 m ³ 1池	

(簡易水道)

系統別	施設名	所在地	敷地面積	築年度	施設概要
簡易水道	名栗取水場	上名栗 3435	84 m ²	S52～S54	集水管 延長 6.0m
	名栗浄水場	上名栗 3467	4,398 m ²	S52～S54	送水ポンプ 4台 中区配水池 60 m ³ 自家発電機 35KVA
				S58	低区配水池 316 m ³
	低区配水池 (NO1)	上名栗 1121-1	345 m ²	S52～S54	配水池 138.6 m ³ 2池
	高区配水池	上名栗 1853	238 m ²	S52～S54	パネル式配水池 22.5 m ³ 2池
	高区減圧井	上名栗 1651-2	76 m ²	S52～S54	配水池 10.6 m ³ 1池
	NO1 減圧井	上名栗 869-6	445 m ²	S52～S54	配水池 13.1 m ³ 1池
NO2 減圧井	上名栗 282-2	182 m ²	S52～S54	配水池 10.6 m ³ 1池	

(有間ダム)

河川名	荒川水系入間川右支川有間川	堤体積	1,690,000 m ³
位置	飯能市大字下名栗	常時満水位	E L. 311.5m
型式	中央土質遮水壁型ロックフィルダム	夏季制限水位	E L. 294.5m (7月1日～9月30日)
堤高	83.5m	総貯水容量	7,600,000 m ³
堤頂長	260.0m	有効貯水容量	7,250,000 m ³
堤頂巾	10.0m	集水面積	16.9 km ² (1,690 ha)

有間ダムは、昭和47年4月に建設事業に着手し、14年の歳月を経て、昭和61年3月に完成しました。当時の入間川下流域は、都市化により人家が密集し、出水のたびに災害に見舞われ、根本的な対策が必要とされていました。また、流域の本市、県営広域第一水道給水区域は、首都圏近郊に位置するため、人口の増加が著しく、深刻な都市用水の不足をきたしていました。有間ダムは、これらの問題に対処するため、入間川総合開発事業の一環として建設された多目的ダムです。本市では、入間川総合開発計画に参加し、協定に基づき建設費用の一部を負担し、19.2%を共有財産として所有しています。

(有間ダムの効果)

- 1 洪水の調整 (大雨により洪水のおそれがあるとき、ダムに水を貯めることで、下流域の川の流量を減らし、洪水を防止します。)
- 2 流水の正常な機能の維持 (灌漑用水や河川流水の正常な機能の維持と増進を図ります。)
- 3 都市用水の確保 (沿岸下流の本市上水道に 34,560 m³/日、県営広域第一水道へ 25,920 m³/日の水を供給します。)

(7) 水道料金の変遷

改定年月日	料金改定の内容	家事用 10 m ³ 当たりの料金
昭和 7 年 11 月 1 日	・用途別一律料金により供用を開始する。	1 円 50 銭
昭和 21 年 4 月 1 日		3 円
昭和 22 年 4 月 1 日		10 円
昭和 22 年 9 月 1 日		20 円
昭和 23 年 4 月 1 日		30 円
昭和 23 年 6 月 1 日	・取水施設復旧工事費分担金を徴収する。(使用料の 5 割)	45 円
昭和 24 年 4 月 1 日	・分担金を廃止する。	55 円
昭和 25 年 1 月 1 日	・使用水量 10 m ³ を超える分について超過料金を設定する。	55 円
昭和 26 年 4 月 1 日		80 円
昭和 27 年 7 月 1 日		100 円
昭和 28 年 5 月 1 日		130 円
昭和 29 年 5 月 1 日		150 円
昭和 31 年 5 月 1 日		180 円
昭和 37 年 4 月 1 日		210 円
昭和 41 年 6 月 1 日	・基本料金を用途別に口径別を加えた料金体系へ変更する。	260 円
昭和 50 年 10 月 1 日	・超過料金を通増制超過料金へ変更。水道利用加入金を採用する。	350 円
昭和 55 年 7 月 1 日		450 円
昭和 58 年 6 月 1 日	・簡易水道料金を上水道料金に統一する。 ・超過料金の使用水量区分を細分化する。	580 円
昭和 63 年 4 月 1 日		680 円
平成 8 年 4 月 1 日	・料金体系を用途別から口径別に変更する。 ・基本料金を廃止し、基本料金と従量料金の 2 部制とする。 ・水道料金及び水道利用加入金に消費税 3%を転嫁する。	875 円 (税込)
平成 10 年 4 月 1 日	・消費税率を 3%から 5%に改正する。	892 円 (税込)
平成 23 年 4 月 1 日	・名栗簡易水道料金を上水道料金に統一する。	892 円 (税込)
平成 26 年 4 月 1 日	・消費税率を 5%から 8%に改正する。	918 円 (税込)
平成 27 年 4 月 1 日	・水道料金を平均 12.3%改定する。	1,080 円 (税込)

※昭和 24 年以前については、使用水量の計量がないため、一戸当たりの平均により算出した。

※昭和 22 年の台風により取水施設が損壊したため、昭和 23 年 6 月から「飯能町上水道水源地集水装置復旧工事費分担金賦課徴収条例」により、上水道使用料額の 5 割を分担金として、使用料とともに徴収した。

(8)子どもたちからのメッセージ

平成27年度飯能市水道サポーターの小学生が、10年後、飯能市の水道がどのようになっていたらよいかを書いたものです。

【飯能市水道サポーター事業】

小学生とその保護者を対象とし、水にふれあい、楽しみながら本市の水道と一緒に学び、ともに考えることを目的とした事業です。

平成27年度は12組30人の親子が、水の理科教室、小岩井浄水場見学、有間ダム見学をとおして、本市の水道について学びました。



かんたん に使う する

テレビになっても水が来るようになったらいいと思います。

じんがすごくあつてもお水か"で"ないからでるよ"に"て"もらいたいの。

きれいで、いしんにもつよいみず"が"いいです。

いまでもおいしい水がのめたらいいと思います

きれいに、みんながあんしんしてのめるようにしたい。

大雨がふってもつかえる水どうにかなりたい

いまとおなじくいつでも水かかできるようにする

